

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

三重県人事委員会

(写)

人 委 第 1 1 9 号

令和 6 年 10 月 16 日

三 重 県 議 会 議 長 稲 垣 昭 義 様

三 重 県 知 事 一 見 勝 之 様

三 重 県 人 事 委 員 会

委 員 長 中 村 佳 子

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告

三 重 県 人 事 委 員 会 は、地 方 公 務 員 法 第 8 条 第 1 項、第 14 条 第 2 項 及
び 第 26 条 の 規 定 に 基 づ き、人 事 管 理 及 び 職 員 の 給 与 に つ い て 別 紙 第 1
の と お り 報 告 し、併 せ て 給 与 の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 し
ま す。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 人事管理に関する報告	2
1 人材の確保	2
2 適切な人材活用等による組織力の向上	6
3 勤務環境の整備	11
第2 職員の給与に関する報告	19
I 職員の給与を決定する諸条件等	19
1 職員の給与	19
2 民間従業員の給与等の調査	19
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	20
4 物価及び生計費等	21
5 国家公務員の給与	22
II 職員の給与に関する見解	29
1 本年の民間給与との比較による給与改定	29
2 国の給与制度のアップデートをふまえた本県の給与制度の整備	31
3 その他の課題	39
第3 むすび	41
別紙第2 勧告	42

参 考 資 料

報 告

社会経済等の環境が急速に変化し、個人の価値観が多様化する中、行政に対する県民ニーズは多岐にわたります。これらに応えるために、公務組織は能率的で、活力のある組織であり続ける必要があります。一方、社会における人手不足の状況、労働者の就業意識及び労働年齢の変化は、人事行政にも影響を与えています。

人事行政は、あらゆる行政課題の解決や行政サービスの質の向上を図る上で根幹となるものであり、さまざまな課題に対し、的確な時代認識のもと、適切に運用していくことが極めて大切です。

そのためには、行政の中核を担っていく公務人材を確実に採用し、職責に応じた育成と適切な人材活用を行うとともに、能力の実証による任用、職務・職責に応じた給与制度を整えることが重要です。

また、限られた人員体制で幅広い行政課題に対応し続けるには、個々の人材がその能力を最大限に発揮できるような、勤務環境の整備も不可欠です。組織のトップや管理職員はリーダーシップを発揮し、業務の効率化や見直し等による業務量の適正化と、それに見合う人員体制の確保を図ることが必要です。職員一人ひとりにおいても、従来の働き方に対する意識を改革することが求められます。少子高齢化がさらに進む中、行政を担う公務組織を安定的に持続させるために、将来を見据えた計画的な組織力の向上を図ることが肝要です。

これらのことをふまえ、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

第1 人事管理に関する報告

1 人材の確保

社会全体で慢性的な人手不足が続く中、民間企業の高い採用意欲が継続していることや、就職活動の早期化、若者の就業意識の多様化等により、公務員の人材確保が厳しさを増しています。このような中、本県においては、高度化・複雑化・多様化する行政課題に的確に対応するため、多様で有為な人材を確実に採用していく必要があります。

しかし、本県の採用試験においては、県職員、教員、警察官ともに令和6年度の受験申込者数が、平成に入って以降最低となっており、人材確保が非常に困難となっています（図1～図3参照）。

県職員採用候補者A試験では、近年、採用予定数が多い状況が続いているにもかかわらず、受験申込者数の減少傾向が続いており、令和6年度は特に顕著となっています。令和6年度の受験申込者数は503人で、平成以降、最も受験申込者数が多い平成8年度（1,633人）と比較すると、約70%減少しています。競争倍率は過去最低の2.2倍となり、同じく最も競争倍率の高い平成17年度の20.9倍から大幅に低下しており、危機的な状況となっています。今後も志望者の減少が続くと、公務のパフォーマンスが低下し、質の高い行政サービスを提供することが困難となるおそれがあります。

また、近年、特に人材確保が困難となっている総合土木職では、全国の主要都市等に設置される試験会場やオンラインで受験が可能なSPI3（基礎能力試験）による、試験日程を前倒しした早期枠の試験を新たに実施し、受験者確保に努めたところですが、最終合格者数が採用予定数に満たない状況が続いています。他の技術職種においても、人材確保はこれまでになく困難となっており、世代間での知識・技術の継承や人材育成、計画的な人事配置が困難となることが懸念されます。

行政課題に安定して対応するためには、職員の年齢構成や退職者数の変動等を考慮しながら、長期的な視点で計画的に職員を採用していく必要があります。今後も採用手法のみならず、若年層における働き方やキャリア形成の意識の変化にも目を向けつつ、任命権者とも危機感を共有し、連携しながら人材確保に向けたさまざまな方策を検討していきます。

国においては、令和7年度から国家公務員の一般職試験で、専門試験を課さない「教養区分」を新設し、20歳以上の大学3年生の受験を可能としています。また、就職情報会社の調査によると、令和6年6月時点での大学生の就職内定率は80%を超えており、民間企業の選考活動の早期化が進んでいます。このような動向をふまえ、本県においては、令和6年度に実施した早期卒の試験における課題を分析するとともに、国・他の地方公共団体や民間企業の動向に留意しながら、試験の実施時期を検討します。また、試験の実施方法については、民間企業で広く選考活動に使われているSPI3による試験のさらなる拡大等を検討し、人材確保に努めます。

人材確保が困難となる中で、民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材は、公務に新たな気づきをもたらし、組織を活性化する効果が期待されることから、これまで以上に積極的に確保することが重要となります。このため、採用手法、キャリア形成、給与等のあり方について任命権者とともに一体的に検討を進め、民間企業等からの転職者を積極的に受け入れる体制を整える必要があります。また、即戦力として期待ができる、国や都道府県等での職員としての職務経験を有する行政実務経験者採用選考の実施職種の拡大や、本県を中途退職した職員の再採用についても検討する必要があります。

このような試験の見直しに加えて、人材を定着させることも重要です。知事部局等では、令和5年度における20歳台及び30歳台の若手職員の離職者数が、10年前の約2倍となっています。若手職員の離職につながる要因としては、国や就職情報会社のアンケート結果からみると、キャリア形成ができる展望や成長実感のなさ、勤務環境や処遇面に関すること等が考えられます。

社会的にも転職へのハードルが下がり、仕事と生活の両立をめざす価値観が広がる中、人材を定着させるためには、若手職員の意識をふまえた人材育成や対話を通じたマネジメント、よりよい勤務環境の確保、処遇の改善等多角的に対応することが重要です。

採用活動については、公務員志望者を本県受験に結びつけるだけでなく、公務員を志望していない層へ裾野を広げていくことが必要です。また、就職先を検討する学年や就職活動時期が分散していることから、官民の就職説明会の場や転職サイトを活用した採用活動を適宜行うとともに、各種説明会の時期や内容を工夫

して実施します。

これらを通じて本県職員の働き方等を、より丁寧に正確に情報発信することは、受験意欲を高めるだけでなく、合格後の辞退や採用後のミスマッチによる離職を未然に防ぐことが期待できます。任命権者においては、職種を問わず採用が厳しくなる中、引き続きインターンシップの拡充や職種に応じた採用活動等に積極的に取り組む必要があります。

教員については、全国的に人員不足が深刻化する中、令和6年度の始業日時時点で、小中学校及び県立学校合わせて12人の欠員が発生しています。令和6年8月に文部科学省の中央教育審議会において、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正し、教職調整額の率を少なくとも10%以上とする処遇改善を含む、教員の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、答申がとりまとめられました。教育委員会においても、ICTを活用した業務の効率化等により、長時間労働の解消等の働き方改革をさらに進めることで、志望者の不安感を払拭するとともに、引き続き大学と連携した採用活動等を行うことにより、なり手不足を解消していくことが求められています。

警察官については、試験方法の見直しやインターンシップ・説明会を通じた警察官という職業の魅力の発信、働きやすい勤務環境の整備等により、志望者を増やすとともに、ミスマッチ等による離職を防ぎ、人材確保につなげていくことが必要です。

図1：県職員採用候補者A試験 採用予定数及び受験申込者数の推移

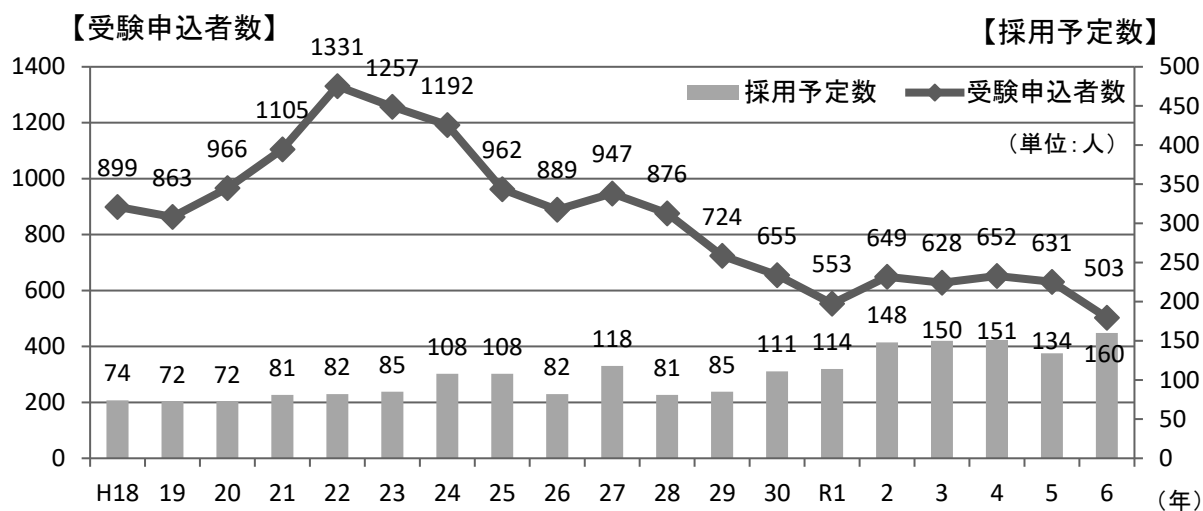
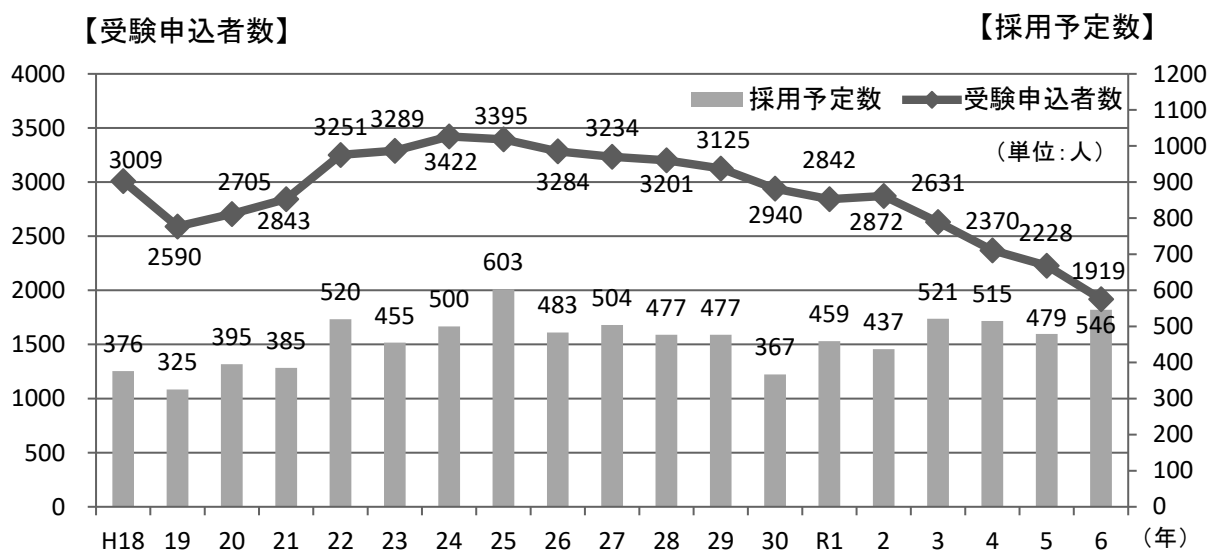
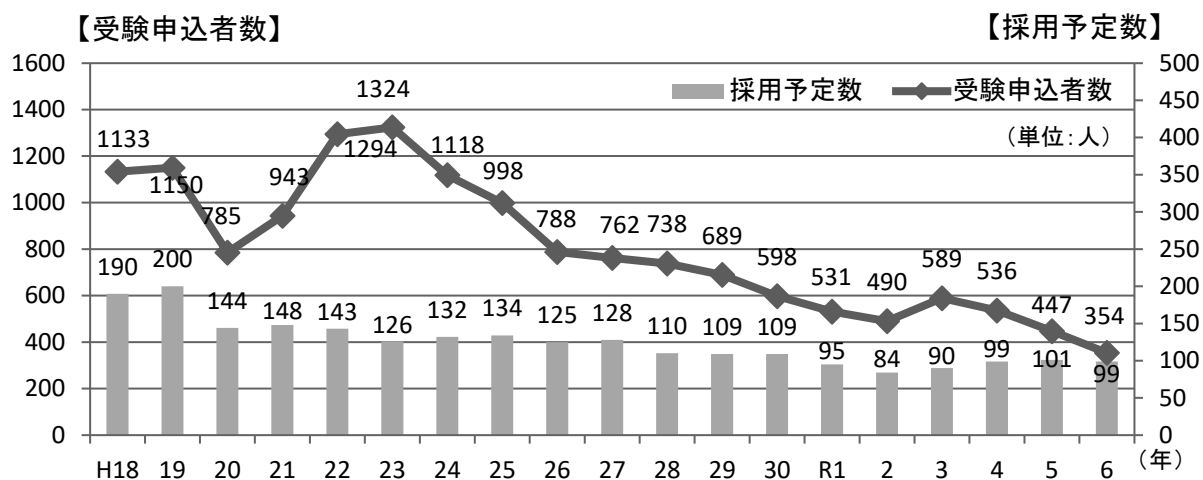


図2：教員採用選考試験 採用予定数及び受験申込者数の推移



(注) 令和6年度選考試験の受験申込者数は、大学3年生等を除いています。

図3：警察官採用候補者試験 採用予定数及び受験申込者数の推移



2 適切な人材活用等による組織力の向上

(1) 組織全体で取り組む人材育成

ア 若手・中堅職員の人材育成

公務を取り巻く環境が激しく変化する中、行政組織として業務量の増加や複雑化・高度化に適切に対応するためには、若手・中堅職員の成長・活躍を支援し、その能力を最大限に発揮させることにより、組織力向上につなげることが必要です。

各任命権者においては、職級や在職年数ごとに必要な能力を習得する研修のほか、職員の主体的な能力開発や学びを支援する研修等、職員の成長を促進するためのさまざまな取組が行われています。

しかし知事部局等においては、現在の職員構成において多数の割合を占めるおおむね50歳以上の職員が今後10年程度の間に関職定年を迎えることから、人数の少ない若手・中堅職員が早期にマネジメントを行う立場となります(図4参照)。若手・中堅職員はそのことを十分に自覚し、今後組織の中で必要となる能力や積むべき経験について、主体的に考え学んでいくことが重要です。

また、若手・中堅職員の成長・活躍の支援にあたっては、管理職員のマネジメント力の向上に向けた取組が重要です。その上で管理職員は、職員一人ひとりがめざす姿を丁寧に聴き取り、目標設定のための適切なアドバイスを行うとともに、面談以外の場面においてもコミュニケーションを図ることが求められます。加えて、職員が新しいことに意欲的に挑戦できるよう、組織として支援することも必要です。

なお、教員については、管理職選考試験の受験者を確保することが課題となっています。教員に対して、将来的には学校のマネジメントを担うという自覚を持つよう管理職員からの声掛けを積極的に行うことや、管理職員を補佐する主幹教諭の配置数拡大等をとおして、管理職員となる人材を育成するための取組を行うことが必要です。

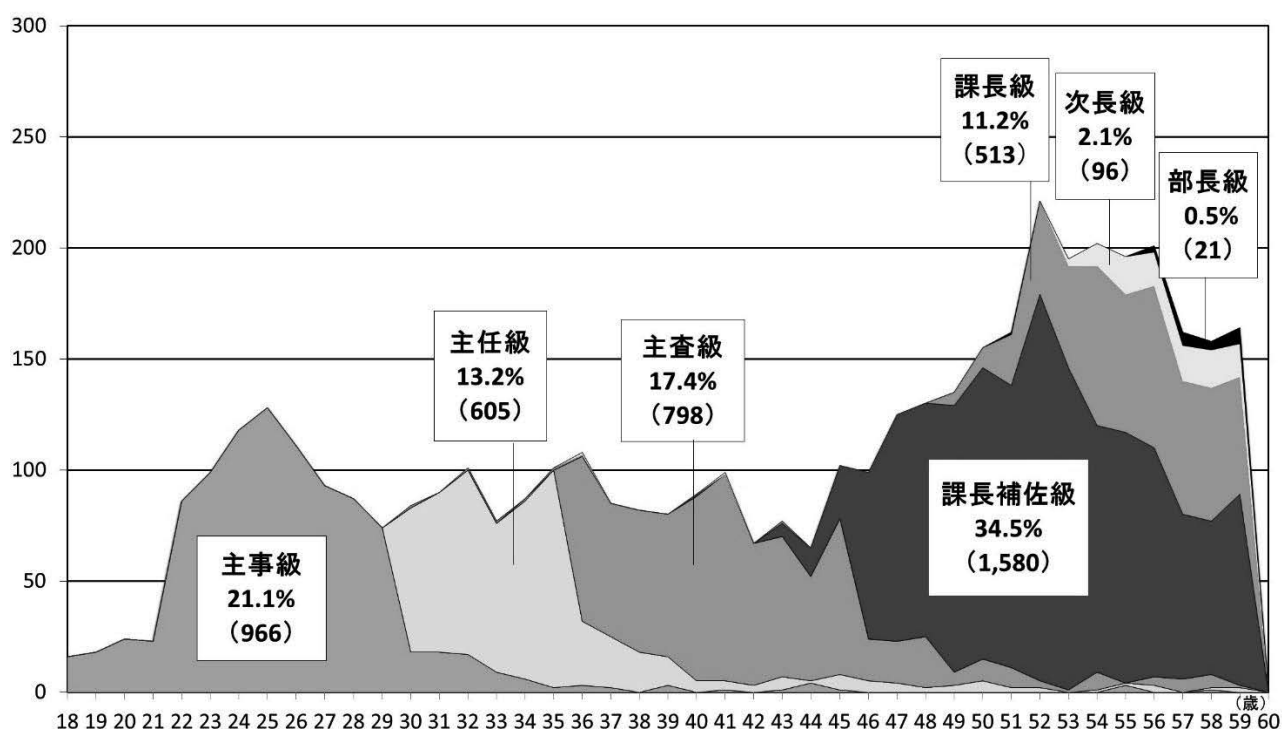
人事院は、令和6年の公務員人事管理に関する報告において「自律的なキャリア形成を支援することは、個々の職員のやりがいや主体的に職務に従事する意欲を生み、人材育成はもとより組織の活性化や人材確保の観点からも

重要な取組となる」と述べています。加えて、官民人事交流等を通じた多様な経験の付与や、国内外の大学院における専門性の獲得等による職員の学びを仕事に生かすこと、兼業制度の見直し等について検討を行っていることにも言及しています。本県としても、その状況を注視し、若手・中堅職員の人材育成に積極的に取り組んでいくことが必要です。

図 4：年齢・職級別職員構成

(人) (総数:4,579人)

(令和 6 年 4 月 1 日現在)



(注)・「令和 6 年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、県立学校の行政職給料表・研究職給料表・医療職給料表(二)・医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。
・定年引上げの対象となった職員を除いています。

イ 能力や適性に基づいた人材育成

全ての職員が持つ能力をこれまで以上に高めつつ、その特性をふまえながらさまざまな事情に応じた人材育成を行うことにより、組織の活力は一層高まります。そのためには、職員一人ひとりの能力・適性に基づいた、よりきめ細かい人材育成に取り組むことが重要です。

女性職員の活躍推進について、管理職員に占める女性職員の割合は、知事部局等15.6%（令和 6 年 4 月 1 日時点）、教育委員会31.2%（令和 6 年 5 月 1 日時点）と、ともに令和 5 年度と比較して増加しています。警察において

も、令和６年度に本県警察出身者として３人目の女性警視が誕生するなど、着実に取組が進められています。今後も仕事と家庭生活の両立支援の充実を図りながら、性別や家庭の事情等に係る先入観や固定概念にとらわれることなく、全ての職員が幅広い業務経験を積めるよう人事配置を工夫するとともに、管理職員への登用も想定したキャリア形成を支援するなど、前向きに管理職員をめざすことができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

また、令和６年４月以降の障がい者雇用率の段階的な引上げにより、今後障がいのある職員が増加することが見込まれます。障がいのある職員が、職場に定着し、活躍することができるよう、各職員の特性等を把握し、組織としての情報共有を継続して行うなど、途切れのない育成支援に取り組む必要があります。

（２）適切な人事評価に基づく人事管理

人事評価制度は、地方公務員法において、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされており、適切に実施する必要があります。

評価を行う際に、職員の能力及び業績を公正に把握し、評価結果に基づく適切なフィードバックを行うことで、職員のモチベーションを向上させることや効果的な人材育成をすることが可能となります。これにより公務能率の最大化をとおして、組織力の向上が図られ、結果として行政サービスの向上につながります。

実施にあたっては、評価者・被評価者の職員それぞれが、任命権者ごとに定められた制度の趣旨や実施方法について、十分理解する必要があります。その上で、評価者は、被評価者と十分にコミュニケーションを図り、適切な目標設定を行うとともに、職員の業績が組織力の向上に直結することを伝えることで、主体性や意欲を引き出し、成長につなげることが重要です。

加えて、各任命権者においては、職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握しながら、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価がなされるよう、適切に人事管理を進める必要があります。勤務成績が不良な職員に対して、人事評価等の能力の実証に基づき、降任・免職等の分限処分も含めた厳正な対処を行うことも必要です。

（３）60歳を超えて働く職員の活用

地方公務員法の一部を改正する法律により、令和５年４月以降段階的に職員の定年年齢が65歳まで引き上げられ、今後は60歳を超えて働く職員の数が増加していくことが見込まれます。どの年齢層の職員も、互いに好影響を与えながら職務を遂行することが、組織力の向上につながります。

各任命権者は、60歳を超える職員がこれまで培ってきた知識と経験を最大限に生かせるよう、期待する役割を明確にし、本人に伝達することにより、モチベーションの維持・向上を図るとともに、適材適所の人事配置を行うことが必要です。併せて新しい環境に身を置くことになる職員の心身の健康保持にも目を向け、いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進していくことも大切です。

60歳を超える職員は、現役であることを自覚し、退職後も続く自身のライフプランへ向けたラストスパートとなるよう、意欲的に職務に取り組み、管理職員はそのマネジメントを行っていくことが重要です。

また、60歳を迎える職員に対し、定年の引上げに係る制度の趣旨や給与、求められる役割等について伝えることで、これらを理解・納得した上で働き方を選択できるようにすることが重要です。一方、職員は複雑化・高度化する行政課題に対する的確に対応できるよう、前もってリスキリング^{（※）}等の実施によりスキルの維持・向上を図ることが求められます。

なお、役職定年制を基本とする中で、その例外として特定管理監督職群に規定された職については、役職定年を延長できることとなっており、現在は県立学校及び市町立等学校の校長がこれに該当します。役職定年制は組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するための制度であることに留意し、今後も制度の趣旨をふまえて適切に運用することが必要です。

※ リスキリング：新しい業務または今の業務で必要とされるスキルの大幅な変化に伴い、それに適応するために求められるスキルを習得する、または習得させること

（４）DXの推進による組織力の向上

限られた人員で、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供していくためには、職員の能力向上だけではなく、デジタルツールを効果的に活用して組

織全体で業務の効率化に取り組むことも不可欠です。

DXを担う人材については、令和6年4月に改定した「DX人材育成方針」に基づき、業務や施策のさまざまな課題に対して、デジタル技術を活用して最適な解決策を提案し、部局のDX推進を牽引していく職員である「DX推進スペシャリスト」等が育成されています。

デジタルツールの整備においては、令和5年にビジネスチャットが全庁導入されたほか、令和6年にはBYOD（スマートフォン等私物端末の業務利用）の整備や業務端末の外部持ち出しを可能とする取組が行われています。令和6年7月末には生成AI^(※)の利用環境が構築されており、業務の効率化が期待されます。職員は必要なデジタルツールを効率的に活用し、管理職員は自らも積極的に利用することで、職員のDXに対する気運を醸成し、所属におけるDXの土台を作ることが重要です。また、国は人事管理分野のデジタル化として、勤務時間管理や人事評価等の共通システム化等により、キャリア形成を支援する人事管理を進めようとしています。

DXの推進による業務改善をとおして、職員の業務負担を軽減することが期待されます。その結果、これまで職員が重要性を認識しながら、手が回らなかった業務に新たに挑戦することができ、やりがいにつながることも考えられます。年齢や役職にかかわらず、職員一人ひとりがDXの推進について当事者意識を持つことにより、より効果的に取組を推進し、組織力向上につなげていくことが重要です。

※ 生成AI：あらかじめ学習したデータをもとに、文章等を新たに作成する人工知能（AI）の総称

（５）不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

行政に対する県民のニーズが多様化し、より速やかで的確な対応が必要となる中、多くの職員が懸命に職務に励んでいるにもかかわらず、令和5年度には受託収賄の容疑による逮捕者が出るという、決して許されることのない深刻な事案が発生しました。職員の不祥事は県民の公務に対する信頼を著しく失墜させ、職員全体の職務に対する士気の低下を招きます。今回の事案を機に強い危機感を持って再発防止に取り組み、コンプライアンス意識のさらなる向上を図るため、全職員を対象とした不祥事防止研修プログラムが、令和6年2月から

3月にかけて実施されました。

職員の非違行為に対しては、懲戒処分も含め厳正に対処するとともに、県民の信頼回復に向け、職員一人ひとりが今回の事案に対して当事者意識を持ち、同じ過ちを二度と繰り返さないよう日々の業務に取り組むことが必要です。

また、不適切な事務処理を防ぐために、内部統制制度が運用されていますが、依然として事案が発生していることから、再発防止のために原因を詳細に検証した上で、具体的な対策を講じることが必要です。引き続きコンプライアンスミーティング等を通じ、所属内で十分に対話することにより、所属で想定されるリスクの見直し・検証を行うとともに、職員一人ひとりが業務上想定されるリスクを日常的に意識し、適切な対応がとられている状態となるよう、リスクマネジメントに取り組む必要があります。

さらに事務処理ミスの防止については、職員の能力向上は当然ですが、人員体制と業務量に課題がある中では、個人の知識や経験にかかわらず適正に対応できる業務システムの工夫や、紙で運用している業務プロセスのデジタル化等、デジタル技術の活用についても検討する必要があります。

(6) 非常勤職員に係る人事管理

非常勤職員は、複雑化・多様化する地方行政サービスの重要な担い手であることから、その職責を自覚した業務遂行が求められています。

管理職員は、非常勤職員の業務が職責に基づき適切なものになるよう、必要に応じて助言・指導を行うとともに、職員一人ひとりが高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、働きやすい職場づくりに取り組むことが必要です。

また、令和6年度から会計年度任用職員についても勤勉手当が支給されていることから、評価者・被評価者ともに人事評価制度を理解し、より適切に実施する必要があります。

3 勤務環境の整備

(1) 知事部局等における労務管理の推進

平成31年度以降、時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入されましたが、

他律的業務^(※1)の比重が高い所属（他律的所属）は、月45時間・年360時間の上限を超えて、月100時間未満・年720時間まで時間外勤務を例外的に認める指定が行われています。また、特例業務^(※2)は、業務の状況等を考慮・判断した上で、上限を超える時間外勤務命令を行うことができます。しかしながら、前提として時間外勤務命令は、他律的業務や特例業務であるか否かにかかわらず、職員の健康及び福祉を害しない上限の範囲内で必要最小限のものとするという原則に基づき、制度を運用することが必要です。

令和5年度当初に指定された他律的所属は、全所属のうち39.2%でしたが、令和6年3月には57.6%に増加しました。令和6年度についても、年度当初に指定された48.1%から8月時点で60.0%に増加しています。

また特例業務として、令和5年度は新型コロナウイルス感染症対策に加え、能登半島地震に伴う被災地支援が対象となり、年間500時間超の時間外勤務者は220人と、令和4年度の329人より減少したものの、依然として一定数の職員が長時間労働をしている現状があります。

職員に対する「日本一、働きやすい県庁（しょくば）アンケート2023」の結果によると、「現在の総勤務時間は、過度の負担ではない適当な範囲か」との設問に対する職員の満足度は全28項目中12位となっています。一方、「勤務時間の削減のために管理職が中心となった業務見直し等の取組」に対する満足度は24位となっています。また、「休暇が取りやすいか」に対する満足度は8位ですが、『ライフ』も『ワーク』も充実した働き方、生き方」に対しては26位であり、令和4年度と比較した満足度の数値に多少の改善は見られるものの、低い水準が続いている状況です。

時間外勤務削減に向けた取組として、時間外勤務の「事前命令・事後確認徹底月間」や時間外勤務時間数の全庁共有等による時間外勤務削減に向けた風土づくり、業務量の大幅増が見込まれる所属に対する年度途中の弾力的な人事配置等を実施しています。

これらの取組により、時間外勤務は令和4年度から減少していますが、本委員会が実施している「勤務環境に関する実態調査」において上限を超える時間外勤務を行った所属が判明するなど、未だ長時間労働の是正には至っていない状況にあります。また、依然として部局間や部局内の各所属間において、時間

外勤務に差があります。適切なマネジメントのもと、引き続き業務の削減や合理化、業務量に応じた定数管理や、繁忙期に業務量が膨大になる所属に対して、短期的・集中的に応援体制を組むなど、柔軟で適切な人員配置等に取り組む必要があります。

また、複雑化・多様化するさまざまな課題に適切に対応し、県民の要望に応じていくためには、職員の心身の健康を確保していくことが極めて重要です。過重労働は健康障害のリスクを高めるため、管理職員を含む職員の勤務状況を適切に把握・管理し、健康的に働くことができる職場を作ることが必要です。

本県職員の連続1か月以上の長期病休者のうち、精神疾患による病休者の割合は平成30年度に59.8%であったのに対し、令和5年度には69.2%まで増加しており、メンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要です。

職員におけるメンタルヘルス対策としては、こころの健康の保持増進（一次予防）、早期発見・早期予防（二次予防）、職場復帰・再発防止（三次予防）が重要です。特に30歳台までの若手職員は、心身の健康等について相談できる「ここからルーム」の利用率やメンタルヘルス疾患による長期病休者の割合が高く、環境の変化や新たな業務への適応に対する不安・悩み等を抱えがちであると考えられます。そこで、階層別研修の機会に、自らのストレスを予防、軽減するセルフケアについての意識向上を図っています。若手職員がメンタルヘルス不調に陥らないよう、計画的かつ継続的に働きかけることが重要です。

職場の安全衛生管理については、各所属で適切に対応しているところですが、今後も職員の健康確保と快適な職場環境の形成に向けて、引き続き、法令に基づく職場の安全衛生管理体制を適正に維持することが必要です。

- ※ 1 他律的業務：一定の限られた時期において、一時的または突発的に業務量が増え、その処理が求められる業務
- ※ 2 特例業務：大規模災害への対処その他の重要な業務であって、特に緊急に処理することが必要な業務

（２）学校における労務管理の推進

令和2年度以降、教育委員会は、教育職員の時間外労働の上限を月45時間・年360時間と規定し、長時間労働の是正に向けて継続して取り組んできました。しかし、令和5年度における時間外労働が月45時間の上限を超えた教職員の割

合は、小学校で9.2%、中学校で28.7%、県立学校で9.0%と、依然として長時間労働が解消されるまでには至っていません。

令和6年8月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」においても言及されているとおり、学校が対応する課題の複雑化・困難化や家庭・地域をめぐる環境の変化がある中、保護者や地域からの要望も多く、学校や教育職員に対する期待の高さから、結果として負担が増大しています。時間外労働の上限導入により、時間外労働時間数の意識はしているものの、部活動や生徒・保護者対応等で上限を超えてしまうという教育職員の声もあります。

長時間労働の是正に向けて、引き続き、県及び市町の教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進し、管理職員による教育職員の時間外労働の適切な把握とともに、業務の適正化、行事等の見直し、部活動指導員等の専門人材の活用等に取り組んでいくことが必要です。

業務の適正化については、文部科学省による「学校・教師が担う業務に係る3分類^(※1)」に基づく対応策の例をもとに、優先順位をふまえて業務を見直すなど、必要な取組を精選することが、教育の質の向上からも重要です。

教育委員会事務局職員や現場の教育職員等で構成される「学校における教職員の業務の仕分け作業部会」において、教育職員がすべき仕事の洗い出しを行うとともに、支援スタッフの確保については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置やスクールサポートスタッフの全校配置により、教育職員の負担軽減に取り組んでいます。

働き方改革と教育の質の向上のために、一人ひとりの教育職員が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教育職員等と分担する「協働」へのシフトチェンジが必要不可欠です。保護者や地域の理解を得ながら、教育委員会による支援スタッフの着実な確保・配置とともに、支援スタッフと教育職員の連携・協働や役割分担の推進について、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、管理職員における業務改善も重要です。とりわけ教頭の業務においては、問題発生時の緊急対応や苦情処理、教育職員同士や生徒同士の調整等多岐にわたり、年々業務量が増大しています。働き方改革において欠かせない管理

職員によるマネジメントを機能させるためにも、管理職員の業務負担軽減に向けて、主幹教諭や教頭マネジメント支援員^(※2)の配置等について検討していくことが重要です。

本県教育職員の病気休職者のうち、精神疾患による休職者の割合は、平成30年度は69.0%であったのに対して、令和4年度には76.0%まで増加しており、教育職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題となっています。精神疾患の発生及び再発の防止に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

教育委員会ではメンタルヘルスに係る研修やカウンセリング、職場復帰支援等のほか、令和4年度から、県立学校の管理職員を対象に、支援が必要な場合に利用できる事業や制度等を保健師に相談できる窓口として「メンタルヘルスコンシェルジュ事業」を実施しています。令和4、5年度ともに200件以上の相談が寄せられており、令和6年度からは、相談対象者を小中学校の管理職員まで拡大することで、これまで以上に管理職員の不安解消や問題解決につなげることが期待されています。

メンタルヘルスに係るさまざまな取組や相談窓口の認知度の低さが課題の一つであることから、メンタルヘルス対策について、これまで以上に周知徹底するとともに、引き続き、臨床心理士や精神科医等の専門家からの助言もふまえ、より効果的な取組になるよう進めていくことが重要です。

職場の安全衛生管理については、各学校・所属で適切に対応しているところですが、今後も教職員の健康確保と快適な職場環境の形成に向けて、引き続き、法令に基づく職場の安全衛生管理体制を適正に維持することが必要です。

※1 学校・教師が担う業務に係る3分類：平成31年の中央教育審議会答申で示された「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」

※2 教頭マネジメント支援員：教職員の勤務管理事務、保護者や外部との連絡調整等を専門的に支援する会計年度任用職員

(3) 警察における労務管理の推進

知事部局等と同様、警察の職場においても、平成31年度から時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入され、勤務の特殊性からほぼ全ての所属が他律的所属となっています。長時間労働者を対象に、健康管理医の面接指導を実施して

いますが、職員が希望しなかった場合でも、保健師が電話等による体調等の聴き取りを行うとともに、職員と日常的に接する管理職員を中心とするラインケアが行われており、健康リスクの早期発見・早期対応につなげています。

とりわけ職員のメンタルヘルスについては、組織内の臨床心理士が、メンタルヘルス不調者への相談対応、休業者への早期対応及び復職支援、再発防止の各段階において、早期の支援と介入を継続的行ってきました。早期から適切な支援を行うためには、管理職員が職員の心身の不調にいち早く気づくことができるよう、管理職員に対するラインケア研修の実施が重要です。

ワークとライフのバランスについては、業務改善による時間外勤務の縮減、年次有給休暇や男性の育児参加休暇の取得等の促進を、課長補佐級等以上の職にある幹部職員が言葉と態度で率先し、さらには推進状況を幹部職員の人事評価に適切に反映させることで、組織の意識改革を行っています。引き続き、職員が能力を最大限発揮できるように、勤務環境を一層整備していくことが重要です。

(4) 柔軟かつ多様な働き方

職員自らのライフスタイルに応じた働き方が可能となる勤務環境を整備することは、働く場の魅力を高め、多様で有為な人材をひきつける好循環につながると考えられます。

そのためには、育児や介護等のさまざまな事情を抱える職員が働きやすい職場環境の整備が重要です。人事院は令和6年の公務員の人事管理に関する報告の中で、令和6年5月に成立した民間育児・介護休業法等の一部改正法^(※1)の内容をふまえ、育児時間の取得パターンの多様化をはじめとする子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について言及しています。

また、在宅勤務や早出・遅出勤務のように働く場所や時間を柔軟にすることは、職員のワークとライフのバランスに資する有効な手段となります。職員はこれらの制度を組み合わせることで、個々の事情に応じて働き続けることができます。

このほか、フレックスタイム制や選択的週休3日制のような多様な働き方や、

職員の健康につながる勤務間インターバルの確保^(※2)等について、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら検討していく必要があります。

障がいのある職員に対しては、各任命権者において「障がい者活躍推進計画」に基づく推進チーム^(※3)の設置や、職員の不安や悩みの相談窓口の整備等、障がいのある職員からの意見をふまえた活躍推進のための環境整備に取り組んできたところです。令和7年4月からは新たな計画が策定されることから、これまでの計画における成果と課題をふまえ、障がいのある職員が能力を十分に発揮し、やりがいを感じながら働くことのできる職場環境づくりを進めていくことが必要です。

柔軟かつ多様な働き方の実現に向けては、職員一人ひとりがライフスタイルに応じて働くことができる職場環境となるよう、組織全体で人員体制や業務量の適正化を図ることが重要です。

- ※1 民間育児・介護休業法等の一部改正法：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律
- ※2 勤務間インターバルの確保：1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保
- ※3 推進チーム：障がいのある職員を含む関係者で構成される、取組状況の検証や課題解決に向けた検討等を行うチーム

(5) ゼロ・ハラスメントの実現

ハラスメントは、職員が十分に能力を発揮する妨げとなるだけでなく、個人の尊厳や人格を不当に傷つける、決して許されない行為です。被害を受けた職員が、精神的不調等により長期の休暇、休職や退職に追い込まれるなど、貴重な人材の損失にもつながることから、対応にあたっては、個人任せ、現場任せにせず、組織全体で対応すべき問題としてとらえることが重要です。

一方で、各種ハラスメントとして寄せられる相談の中には、当事者間のコミュニケーション不足が原因と考えられるものも見られます。管理職員はもとより職員一人ひとりが、お互いを信頼しあえる、風通しのよい職場づくりも大切です。

また近年では、顧客等が行う威圧的な言動、拘束的な行動、何回も同じ内容

を繰り返すクレーム等のカスタマーハラスメントが社会問題となっています。本県では令和6年7月に、カスタマーハラスメント防止対策推進本部を設置し、県内における実態把握とともに、条例制定や具体的な防止対策の検討が行われています。行政においても、カスタマーハラスメントによる職員の萎縮や精神的苦痛により、行政サービス提供に支障が生じることがないように、職員を守る仕組みづくりが必要です。

第2 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和6年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教育職員等を含めた職員の数、19,010人（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び職員の給与に関する条例附則第24項により給料月額が決定される60歳を超える職員を除く。）でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等10種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、397,574円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている職員は、4,858人であり、その平均給与月額は、375,698円（平均年齢42.8歳）でした。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

（1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、県内788の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した158事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22職種6,702人）に対して、本年4月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について、訪問等により詳細に調査を行いました。

併せて、研究員、医師等（54職種552人）についても、同様の調査を行いま

した。

(2) 調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は69.9%（昨年57.5%）、ベースアップを中止した事業所の割合は0%（同1.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0%（同0.9%）であり、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年に比べ12.4ポイント増加していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.0%（昨年91.9%）であり、昨年に比べ0.9ポイント減少していました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第17表、第18表 参照）

イ 初任給の状況

新規学卒者の初任給は、大学卒で226,000円、短大卒で202,696円、高校卒で189,331円となっていました。また、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は企業全体で採用した場合を含めて、大学卒で57.8%（昨年63.7%）、高校卒で45.8%（同61.1%）となっており、そのうち大学卒で87.0%（同71.8%）、高校卒で94.1%（同68.8%）の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で13.0%（昨年26.6%）、高校卒で5.9%（同29.6%）でした。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第12表、第14表 参照）

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

「令和6年人事統計調査」及び「令和6年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に

比較（ラスパイレス方式）を行った上で、その公民給与の較差（以下「公民較差」という。）を算出しました。

その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人あたり平均9,636円（2.54%）下回っていました。

公 民 較 差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	389,537円
職員の給与 (B)	379,901円
公民較差 (A)-(B)	9,636円（2.54%）

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者4,858人（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び職員の給与に関する条例附則第24項により給料月額が決定される60歳を超える職員を除く。）から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規卒の採用者を除いた4,733人です。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額の4.58月分に相当しており、職員の特別給である期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.08月分下回っていました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照）

4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べると全国で2.5%、津市で2.2%上昇していました。

「家計調査」（総務省統計局）によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で昨年同月比名目3.2%の増加、津市で同37.6%の減少となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ115,550円、144,220円及び172,910円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査（パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以上）」（県統計課）によると、本年4月の「きまって支給する給与」は、前年比で0.7%上昇していました。

本年4月の有効求人倍率は、三重県で1.21倍（昨年同月1.33倍）（三重労働局）、全国で1.26倍（同1.32倍）（厚生労働省）となっており、また本年4～6月期の完全失業率（モデル推計値、総務省統計局）は、三重県で1.9%（昨年同期1.7%）、全国で2.7%（同2.7%）となっていました。

参考資料	Ⅲ 生計費関係資料	参照
	Ⅳ 労働経済関係資料	

5 国家公務員の給与

（1）人事院勧告

人事院は、本年8月8日に国会及び内閣に対し一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

ア 民間給与との比較に基づく給与改定等

（ア）民間給与との比較

- ・月例給：民間給与との較差 11,183円（2.76%）
- ・特別給：民間の支給割合 4.60月（公務の平均支給月数4.50月）

（イ）給与改定の内容

a 月例給

【俸給表】

- ・行政職俸給表（一）の初任給について、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等をふまえ、後記イ（イ）aの社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る措置も前倒して講じることにより大幅に引上げ
 - 一般職試験（高卒者）：12.8%（21,400円）増の188,000円
 - 一般職試験（大卒程度）：12.1%（23,800円）増の220,000円
 - 総合職試験（大卒程度）：14.6%（29,300円）増の230,000円
- ・これをふまえ、若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置いて引き

上げ、その他の職員が在職する号俸は改定率を逡減させつつ引上げ（平均3.0%）

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額、各級の改定額をふまえ、所要の引上げ改定
- ・ その他の俸給表は行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定

b 特別給

- ・ 民間の支給割合（4.60月分）との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の平均支給月数を0.10月分引上げ（4.50月→4.60月）
- ・ 支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ・ 指定職俸給表適用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当ならびに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当も、同様に支給月数を引上げ

c その他

【初任給調整手当】

- ・ 医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

【委員、顧問、参与等の手当】

- ・ 指定職俸給表の改定状況をふまえ、支給限度額に関する所要の改定

【寒冷地手当】

- ・ 支給月額を11.3%引上げ

(ウ) 実施時期

- ・ 令和6年4月1日（ただし、令和7年6月期以降の特別給の支給割合の改定は、令和7年4月1日から実施）

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（以下「給与制度のアップデート」という。）

（ア）基本的考え方

- ・ 現下の公務員人事管理をめぐる重点課題（①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備）への取組の一環として、給与面においても、人材確保への対応、組織パフォーマンス向上のための対応、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応が求められており、次の6点を主眼として給与制度を整備
 - ◆若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定
 - ・ 給与面での競争力をさらに高めることができるよう、初任給をはじめとする若年層の給与水準を引上げ
 - ◆職務や職責をより重視した俸給体系等の整備
 - ・ 管理職員について、重い職責を反映した俸給水準とするほか、緊急対応時の深夜勤務に対する手当支給を拡大
 - ◆能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定
 - ・ 昇給やボーナスについて、職員層や各府省の実情に応じてより柔軟かつ適切に決定できるよう措置
 - ◆地域における民間給与水準の反映
 - ・ 地域手当について、最新の民間賃金データを反映するとともに、地域をまたぐ異動の円滑化等に資するものとなるよう調整方法を見直し
 - ◆採用や異動をめぐるさまざまなニーズへの適応
 - ・ 採用や人事配置の円滑化に資するよう、通勤手当や単身赴任手当、再任用された職員に支給される諸手当を見直し
 - ◆その他環境の変化への対応
 - ・ 家族のあり方やライフスタイルが多様化する中、官民の状況変化をふまえ、生活補助的な給与である扶養手当を見直し

（イ）具体的措置内容（特記するものを除き、令和7年4月1日から実施）

a 俸給表及び俸給制度

- ・地域手当が支給されない地域における民間並みの水準を確保した上で、今後も民間水準の上昇が見込まれることを考慮し、行政職俸給表（一）の初任給を大幅に引き上げるとともに、1級は平均11.1%、2級は平均7.6%の引上げ改定を行い、これらは本年の官民較差に基づく給与改定として本年4月に遡及して実施
- ・行政職俸給表（一）3級から7級の初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げ、新たな俸給表に移行する際にカットされる号俸に在職する職員は当該級の新しい初号に切替え
- ・行政職俸給表（一）8級から10級の初号の俸給月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での俸給月額の重なりを解消。号俸を大きくくり化することによって、各級を俸給月額の刻みの大きい簡素な号俸構成とし、昇給により成績優秀者に一層大きな給与上昇を確保。新たな俸給表に移行する際、既に8級から10級までの職務の級に在職している職員は、直前に受けていた俸給月額と同額または直近上位の額の新たな号俸に切り替えることを基本に所要の調整
- ・行政職俸給表（一）以外の俸給表は、指定職俸給表、任期付研究員俸給表及び特定任期付職員俸給表を除き、行政職俸給表（一）との均衡を基本に上記に相当する見直しを実施
- ・役職段階に応じた各職員層において、個々の職員の能力・実績をより適切に反映できるよう昇給制度を見直し

b 地域手当

- ・現行の市町村ごとの級地区分の設定は、都道府県を基本とするよう見直し
- ・都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市が、指定基準を当てはめると都道府県の級地区分よりも高い区分となる場合は、都道府県とは別の級地区分を個別に設定（東京都特別区は個別の級地区分を設定）

- ・級地区分は、現行の7区分から、1級地20%、2級地16%、3級地12%、4級地8%及び5級地4%の5区分に再編成
- ・現行と同様に「賃金構造基本統計調査」により算出した賃金指数が93.0以上の地域を支給地域とし、級地区分別の指定基準となる賃金指数は各級地間が等間隔となるよう設定し、同調査の新しいデータを用いて支給地域及び級地区分を指定することを原則
- ・見直しにより支給割合が引き下がる地域の支給割合は、令和7年度から令和9年度までの間、見直し後の支給割合に達するまで現行の支給割合から1年ごとに1ポイントを減じた支給割合とし、支給割合の引上げも、改正に要する原資の状況等をふまえて段階的に実施
- ・10年ごとに見直すことを例とする見直し期間に関する人事院規則の規定を廃止し、今後はより短期間で見直しを実施

c 扶養手当

- ・政府全体として、配偶者の働き方に中立となるよう、制度の見直しに向けた取組が進められている状況や、民間企業や公務の配偶者に係る手当の減少傾向が継続している状況等をふまえ、配偶者に係る扶養手当を廃止
- ・子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることをふまえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することにより生ずる原資を用いて、子に係る扶養手当を13,000円に引上げ
- ・配偶者に係る扶養手当の廃止と子に係る扶養手当の増額は2年かけて実施

d 通勤手当及び単身赴任手当

- ・新幹線等（在来線の特急、高速旅客船、高速自動車国道等も含む。以下同じ。）の利用を含めた長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減することは、ライフスタイルが多様化する中で、柔軟に通勤手段を選択できることにつながり、異動の円滑化や離職防止にも寄与

- ・ 民間の状況をふまえ、通勤手当の支給限度額を新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月あたり150,000円に引き上げ、この支給限度額の範囲内で、新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても全額を支給
- ・ 人材確保にも資するよう、採用に伴い新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当を支給
- ・ 人事配置の円滑化を図る観点から、新幹線等の利用により通勤時間が片道あたり30分以上短縮されることを求める要件を廃止

e 管理職員特別勤務手当

- ・ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る手当の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までに拡大
- ・ 勤務実態をふまえ、指定職俸給表適用職員、専門スタッフ職俸給表適用職員（2級以上）等も平日深夜に係る手当の支給対象とし、手当額は既に措置されている週休日等に係る手当額をふまえて設定
- ・ 各府省において手当が適切に支給されるよう、支給対象となる勤務の具体例を示し、支給要件を明確化

f 勤勉手当の成績率

- ・ 特に高い業績を挙げた職員に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を平均支給月数の3倍に引上げ

g 特定任期付職員のボーナス制度

- ・ 人材確保の観点から勤務成績に応じてより高い年収水準を可能とするため、特定任期付職員のボーナスを期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止

h 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

- ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、異動の円滑化に資するものとして、地域手当（異動保障等特例的に支給されるもの）、研究員調整手当、住居手当、特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を新たに支給

（２）平均給与月額等

令和６年４月１日時点における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用者は139,298人（新規採用者、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び一般職の職員の給与に関する法律附則第８項により俸給月額が決定される60歳を超える職員等を除く。）であり、その平均給与月額は405,378円（平均年齢42.1歳）となっています。昨年４月と比較すると国家公務員の平均給与月額は、1,363円増加しています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が450,021円（平均年齢40.3歳）、管区機関^{（※１）}が406,722円（平均年齢44.0歳）、府県単位機関^{（※２）}で388,130円（平均年齢43.6歳）、その他の地方支分部局^{（※３）}で377,068円（平均年齢42.1歳）となっています。（令和６年人事院勧告 国家公務員給与関係資料第１表及び第３表）

なお、国の府県単位機関及びその他の地方支分部局の平均給与月額は、平均年齢や組織に違いがあるものの、本県の行政職給料表適用者の平均給与月額379,901円（平均年齢43.3歳）と同程度の水準となっています。

- ※１ 管区機関：地方整備局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関
- ※２ 府県単位機関：地方法務局、都道府県労働局等の１府県の地域を管轄区域とする機関
- ※３ その他の地方支分部局：管区機関、府県単位機関以外の地方支分部局

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向ならびに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の民間給与との比較による給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法は給与について均衡の原則を求めていることから、改定にあたっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与との均衡を図るよう改定することが必要であるとして、次に述べるような措置を講ずることが適当であると判断しました。

(2) 改定の基本方針

本年は、前記 I の 3 (1) のとおり職員の給与が民間従業員の給与を9,636円(2.54%)下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うこととします。

特別給である期末手当及び勤勉手当については、前記 I の 3 (2) のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を0.08月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引上げ改定を行うこととします。

(3) 改定すべき事項

ア 給料表

現行の行政職給料表について、令和6年人事院勧告後の行政職俸給表(一)の構造を基本とし、一定の水準調整を行った給料表に引上げ改定することとします。

初任給は、国と同様に、給与制度の整備に係る措置を前倒しで講じることにより大幅に引き上げます。具体的にはA試験採用(大学卒程度：1級29号給)は23,000円引き上げて228,300円、C試験採用(高校卒程度：1級9号給)は21,400円引き上げて195,200円となります。

また、これをふまえ、若年層が在職する号給に重点を置きつつ、全ての号給について引上げ改定を行います。この結果、平均改定率は1級10.3%、2級7.5%、給料表全体では2.5%となります。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行います。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行います。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与とを均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施します。

イ 扶養手当

後記2(2)ウの扶養手当の見直しに係る措置のとおり、現在子1人につき10,000円を支給している扶養手当の月額を10,900円に引き上げることとし、本年4月に遡及して実施します。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の支給月数については、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等をふまえ、期末手当及

び勤勉手当に均等に配分し、本年度においては12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降においては6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数がそれぞれ均等になるよう配分します。

また、危機管理統括監及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当ならびに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げます。

エ 初任給調整手当

医師または歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施します。

2 国の給与制度のアップデートをふまえた本県の給与制度の整備

(1) 本県における給与制度の整備の基本的な考え方及び必要性

本年の人事院勧告では、現下の人事管理上の重点課題に取り組む一環として、給与面においても、人材確保への対応、組織パフォーマンス向上のための対応、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応が求められているという認識のもと、6つの着眼点をもって給与制度を整備していくとしています。

本県においても、前記第1の人事管理に関する報告で述べているとおり、人材の確保や適切な人材活用等による組織力の向上、勤務環境の整備における柔軟かつ多様な働き方等人事管理に関するさまざまな課題に対処していく必要があります。また、国の給与制度のアップデートは、人事院が平成17年に勧告した給与構造の改革、平成26年に勧告した給与制度の総合的見直しに並ぶ規模の大きな制度の見直しです。本県はこれまで国の給与構造の改革及び給与制度の総合的見直しに基本的に準拠して必要な制度の見直しを行ってきました。

これらのことから、今回の国の給与制度のアップデートの内容をふまえ、本県の実情も考慮の上、必要な給与制度の整備を図ることにより人事管理上の取組と相乗的な効果が挙げられるようにすることが適当であると考えます。

（２）本県における給与制度の整備の方針

本委員会においては、本県における給与制度の整備の必要性や地方公務員法の諸原則、国の給与制度のアップデートの内容等を総合的に勘案し、次のとおり給与制度の整備を実施することが適当であると判断しました。

ア 給料表等

本県においては職員採用試験の受験申込者数の減少傾向が続いており、人材の確保が非常に困難な状況となっています。そのため、人事院が大幅な初任給の引上げを勧告したことをふまえ、本県においても採用市場における競争力を向上させるために初任給の大幅な引上げを図ることが適当であると考えます。

改定の実施時期については、人材の確保が喫緊の課題であり、本年４月時点の比較では民間水準を下回っている状況等もふまえると、国と同様に、本年の民間給与との比較による給与改定において先行して実施することが適当であると考えます。

また、本県の給料表の構造は国の俸給表に基本的に準拠してきたところで、そのため、国が行政職俸給表（一）３級から７級の初号近辺の号俸をカットし、８級から１０級の初号の俸給月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での俸給月額の重なりを解消する俸給表構造の見直しについては、国に準拠して、行政職給料表の号給のカット等を行うことが適当であると考えます。８級から１０級の見直しにあたっては号給を大きくくり化することから、昇給の号給数についても見直しが必要です。これらにより、民間人材等を採用する際の給与水準を引き上げる効果や、管理職員の中でもより職責を重視した給料体系とする効果もあります。

行政職給料表以外の給料表は、任期付研究員に適用する給料表及び特定任期付職員に適用する給料表を除き、行政職給料表との均衡を基本に上記に相当する見直しを行うこととします。

イ 地域手当

今回の国の給与制度のアップデートにおいては、これまで市町村単位で行っていた地域手当の級地区分の設定は都道府県を基本とするよう見直すとして、三重県は5級地（支給割合4%）に区分されます。また、都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市が、指定基準を当てはめると都道府県の級地区分よりも高い区分となる場合は、都道府県とは別の級地区分を個別に設定するなどとして、三重県内では四日市市及び鈴鹿市が4級地（支給割合8%）に区分されます。

本県では平成18年度から地域手当を導入し、医師及び歯科医師を除く県内に勤務する職員に対して、現在は一律4.7%の支給割合を適用しています。これは制度導入当時の本委員会で「ほとんどの企業で、県内において従業員の賃金等に地域差を設けていない」、「人事管理面において支障がある」、「国家公務員と異なり県域の大部分が通勤圏内であるため勤務地と居住地が同一でない職員が多い」、「職務内容の同質性という観点から勤務公署により給与水準に差を設けることについて職員の理解が得られない」等の観点から検討し、県内一律支給とする勧告を行ったことによるものです。

職員を取り巻く環境や勤務実態等は地域手当導入時と基本的には変わっておらず、県内一律支給が本県に適合した措置であるとの考え方に現在も変わりありません。

本県の県内一律の支給割合は、本県職員の勤務公署別在職実態に国の支給地域及び支給割合を適用した場合の支給総額を超えない範囲で、公民較差の状況もふまえ改定してきているものです。今回の国の見直し後の制度完成時における支給地域及び支給割合を基礎に試算すると、現行の4.7%は支給総額の範囲内となります。そのため、公民較差によらない制度見直しであることも考慮し、現行の支給割合を維持することが適当であると考えます。

なお、県外に勤務する職員に対する地域手当の支給地域及び支給割合は、国の見直し後の支給地域及び支給割合を適用することを基本とします。

ウ 扶養手当

本県の扶養手当は、これまで国に準拠して改定してきたところです。本県の民間企業や公務の配偶者に係る手当の支給状況が国と同様に減少傾向にあることや、税制や社会保障制度の見直し状況、次世代育成支援を進める観点等もふまえると、人事院勧告に準じて、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引上げ改定することが適当であると考えます。

ただし、国と同じ方法で配偶者に係る扶養手当の廃止により生ずる原資を用いて、子に係る扶養手当の引上げを行おうとすると、本県においては改定原資が不足します。そのため、本年の民間給与との比較による較差の配分の中で、不足する原資分に相当する額について、子に係る扶養手当額の引上げを先行実施することとし、令和7年度以降は配偶者に係る扶養手当の廃止により生ずる原資を用いて段階的に改定を行います。これにより、令和8年4月1日の制度完成時点では国と同じ支給額となります。

エ 通勤手当

本県では通勤手当の1か月あたりの支給限度額について、運賃相当額に特別急行列車及び高速自動車国道等（以下「特急等」という。）を利用する場合の特別急行料金及び高速道路料金等（以下「特急料金等」という。）の額の2分の1に相当する額等を含め、65,000円としています。

一方、国においては現行制度のもとで、長距離通勤せざるを得ない職員が通勤手当の支給限度額を超える運賃等や新幹線等の特別料金等を自己負担している状況もあるところ、異動の円滑化や離職防止の観点等をふまえ、通勤手当の支給限度額を1か月あたり150,000円に引き上げ、この支給限度額の範囲内で、特別料金等の額は全額を支給することとしています。

今回の国の見直しの背景にある異動の円滑化や離職防止を図る観点は、本県においても人事管理上の重要課題です。そのため、通勤手当の支給限度額及び特急料金等の2分の1に相当する額の自己負担額について、任命権者において、国の見直し内容を参考にしつつ、本県の実情もふまえて見直しを検討することが適当であると考えます。

また、本県では、特急等を利用する場合は、通勤事情の改善に相当程度資するものである必要があるとの考え方のもと、国や他の都道府県の取扱いや本県の交通事情等をふまえて、合理的な基準として一定の支給要件を設けてきたところです。

一方、国においては、人事配置の円滑化を図る観点から、新幹線等の利用により通勤時間が片道あたり30分以上短縮されることを求める要件を廃止することとしています。

本県においても、広域的な人事異動に伴い、やむを得ず特急等を利用せざるを得ない場合もあり、長距離通勤による心身の負担や経済的負担を軽減することは、職員のモチベーションの向上やライフスタイルの変化への対応、人事配置の円滑化等にも資するものです。そのため、特急等を利用する場合の支給要件について、国が時間の短縮要件の見直しをすることを参考に、本県の交通事情等もふまえ、任命権者において見直しを検討することが適当であると考えます。

オ 管理職員特別勤務手当

本県の管理職員特別勤務手当は、これまで国に準拠して改定してきたところです。管理職員には時間外勤務手当が支給されない一方、本県においても災害対応等の臨時または緊急の必要により平日の深夜に及ぶ勤務をしている実態が一定あります。そのため、勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、国に準拠して、平日深夜に係る手当の支給対象時間帯を拡大することが適当であると考えます。

また、現在は週休日に臨時または緊急の必要等により勤務した場合に限り手当の支給対象となっている職について、国が平日深夜に係る手当支給対象者に拡大することをふまえて、本県においても危機管理統括監等を平日深夜に係る手当の支給対象とすることが適当であると考えます。

カ 勤勉手当の成績率

本県の勤勉手当の成績率の上限は、現在、勤勉手当の平均支給月数の2倍

に設定しています。これまで勤勉手当の成績率の上限の倍数は国に準拠して設定しており、成績率の上限を勤勉手当の平均支給月数の3倍に引き上げることが適当であると考えます。

キ 特定任期付職員のボーナス制度

特定任期付職員には勤勉手当が支給されず、特に顕著な業績を挙げた場合に年1回、給料月額1か月分の特定任期付職員業績手当が支給可能な制度となっています。能力・実績に基づく人事管理の観点から、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映させて支給額にメリハリをつけることや、人材確保の観点から勤務成績に応じてより高い年収水準を可能とすることは適切な対応であり、国に準拠して、ボーナスを期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することが適当であると考えます。

ク 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

本県の再任用職員制度は、これまで国に準拠してきたところです。新たな手当の支給は職員のモチベーションの向上やライフスタイルの変化への対応、人事配置の円滑化にも資するものであり、人事院勧告に準じて住居手当及び特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）を支給することが適当であると考えます。

なお、公立学校職員に支給しているへき地手当及びへき地手当に準ずる手当については、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）に基づき定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給されていませんが、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と類似の趣旨の手当であると考えられることから、人事院勧告をふまえた文部科学省の考え方を注視していく必要があります。

（３）措置すべき事項及び実施時期等

ア 給料表等

行政職給料表の初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層が在職する号

給に重点を置いた引上げ改定を行い、これらは本年の民間給与との比較による給与改定において先行して措置することとし、本年４月に遡及して実施します。

また、令和７年４月１日からの人事院勧告による俸給表の構造見直しに準拠し、行政職給料表３級から７級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げ、新たな給料表に移行する際にカットされる号給に在職する職員は当該級の新しい初号に切り替えます。

さらに、行政職給料表８級から１０級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消します。そのほか、現行の号給を大きくくり化することによって、各級を給料月額の刻みの大きい簡素な号給構成とし、勤務成績が標準の場合は昇給しない一方、成績優秀者は昇給によって一層給与が上昇するようにします。なお、新たな給料表に移行する際、既に８級から１０級までの職務の級に在職している職員は、直前に受けていた給料月額と同額または直近上位の額の新たな号給に切り替えることを基本に所要の調整を行います。

行政職給料表以外の給料表は、任期付研究員に適用する給料表及び特定任期付職員に適用する給料表を除き、行政職給料表との均衡を基本に上記に相当する見直しを実施します。

イ 地域手当

令和７年４月１日から、人事院勧告に準じて、地域手当の支給地域、級地区分及び支給割合を見直し、令和１０年４月１日までに段階的に実施します。

ただし、医師または歯科医師を除く県内に勤務する職員に対する地域手当の支給割合は４．７％とします。

ウ 扶養手当

次に示すとおり、配偶者に係る扶養手当を２年かけて段階的に廃止し、これにより生ずる原資を用いて、子に係る扶養手当を２年かけて段階的に引き上げます。

＜各年度における扶養手当の手当額＞

(単位:円)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
扶養親族				
	配偶者			
	行政職給料表 7 級以下	6,500	3,000	(支給しない)
	行政職給料表 8 級	3,500	(支給しない)	(支給しない)
子		10,900	12,000	13,000

(注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」には、行政職給料表以外の給料表のこれらに相当する職務の級を含む。

2 令和 6 年度の「子」の手当額は、前記 1 (3) イにより改定された場合の額である。

エ 管理職員特別勤務手当

人事院勧告に準じて、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までに拡大します。

また、危機管理統括監、特定任期付職員及び任期付研究員（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）も平日深夜に係る手当の支給対象とし、手当額は既に措置されている週休日等に係る手当額をふまえて設定します。

これらの見直しは、令和7年4月1日から実施します。

オ 勤勉手当の成績率

令和7年4月1日から、人事院勧告に準じて、成績率の上限を勤勉手当の平均支給月数の3倍に引き上げます。

カ 特定任期付職員のボーナス制度

令和7年4月1日から、人事院勧告に準じて、勤勉手当を支給し、特定任期付職員業績手当を廃止します。

また、期末手当及び勤勉手当の支給月数は年間で期末手当1.90月、勤勉手当1.75月とし、6月期と12月期で均等になるよう定めます。

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

令和7年4月1日から、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

に対し、住居手当及び特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）を支給します。

3 その他の課題

（１）人材確保及び離職防止の観点からの給与面での対応

本年は人事管理上の課題への給与面での対応として、人材確保の観点もふまえて初任給を大幅に引き上げる給料表の改定を行うこととしました。行政課題に安定して対応していくためには、公務人材を確実に採用し、育成し、適切な人材活用に結びつけていく必要があります。そのため、人材確保のほか離職防止の観点も含めて、給与面において対応できることがないか引き続き検討していく必要があります。

（２）教育職員の給与

本県の教育職員においてはフルタイムの暫定再任用職員が担任となることがあり、再任用職員以外の職員と職務内容に違いがない場合がある一方で、期末手当及び勤勉手当の支給月数が不均衡となっている状況など、処遇面の課題があるところです。これまで再任用職員の給与は国に準拠して改定してきていますが、独自の見直しを行っている団体もあり、引き続き、他の都道府県の動向を注視していきます。

また、令和6年8月の中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」の中で、教職調整額の率を引き上げること、教諭と主幹教諭の間に新たな職を創設して給料表上も新たな級を創設すること等、処遇改善についても言及されており、今後、国における法律改正の動向等を注視し、対応を検討していく必要があります。

（３）人事行政諮問会議における議論をふまえた人事院の取組

公務員人事管理のあり方について議論を行うため、令和5年9月から人事院において各界有識者による人事行政諮問会議が開催されています。

令和6年5月の中間報告では具体的な対応の方向性の一つとして「職務ベースの報酬設定、能力・実績主義の徹底」が挙げられ、人事院は昇格要件の一つである在級期間に係る制度・運用の見直しの検討や、人材確保の要請も考慮した適切な報酬水準の設定に向けて官民給与の比較対象となる企業規模などの検討を進めていくとしており、その動向を注視していく必要があります。

第3 むすび

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告の人事管理に関しては、多様で有為な人材確保、年齢層に応じた人材育成と適切な人材活用等による組織力の向上、時間外勤務の上限をふまえた適正な労務管理、柔軟かつ多様な働き方の推進等に言及しましたが、これらは全ての職員が将来にわたり、健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

給与に関しては、本年4月の職員の給与と民間従業員の給与との比較により、月例給、特別給ともに3年連続で引上げとなる勧告を行いました。特に給料表は人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ全ての号給を引き上げることから、全ての職員の処遇を改善する改定となっています。

また、国が給与制度をアップデートすること等をふまえ、本県においても、人事管理上の重点課題に係る給与面での対応として、さまざまな見直しを実施することの報告及び勧告をしています。

職員におかれては、民間の雇用経済情勢や国家公務員給与の見直しなど地方公務員を取り巻く環境を十分に認識され、引き続き、時代の変化とともに複雑化・多様化する課題に果敢に取り組まれるとともに、使命感と高い倫理観を持ち、公正・誠実に職務を遂行することで、より一層県民の信頼に応えていくことを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三重県条例第29号）及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三重県条例第38号）を改正することを勧告する。

I 令和6年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正

- 1 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及び公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 扶養手当

子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第12条第4項または学校職員給与条例第15条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,900円とすること。

イ 初任給調整手当

医師または歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、

人事院勧告に準じて改定すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和6年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

(イ) 令和7年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6625月

分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

（2）期末手当

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

（2）特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

II 国の給与制度のアップデートをふまえた本県の給与制度の整備のための関係条例の改正

1 給与条例及び学校職員給与条例の改正

（1）給料表

Iの1（1）による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、給与条例第8条第2項に規定する期間におけるその職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(3) 諸手当

ア 扶養手当

(ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第12条第4項または学校職員給与条例第15条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

(イ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

イ 地域手当

地域手当の支給割合を、次の表に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合とすること。

級地	支給割合
1 級地	100分の20
2 級地	100分の16
3 級地	100分の12
4 級地	100分の 8
5 級地	100分の 4（人事委員会規則または人事委員会及び教育委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める地域及び公署にあつては100分の4.7）

ウ 管理職員特別勤務手当

（ア） 管理または監督の地位の職のうち規則で指定する職を占める職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

（イ） （ア）の管理職員特別勤務手当の額は、（ア）による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

エ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

2 任期付職員条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。
- (3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- (4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正

暫定再任用職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特例勤務手当に準ずる手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1(2)ウ(ア)、2(2)ア及び3(2)については、令和6年12月1日から、Ⅰの1(2)ウ(イ)及び2(2)イならびにⅡならびにⅢの2(1)及び(2)については、令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第12条第4項または学校職員給与条例第15条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき12,000円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1) 及び (2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	232,800	264,100	290,100	312,600	337,800	376,200	418,400	468,300	531,800
	2	184,700	234,300	265,100	291,700	314,300	339,700	378,800	420,800	471,400	534,700
	3	186,000	235,800	266,100	293,200	316,000	341,500	381,100	423,300	474,400	537,800
	4	187,200	237,300	267,100	294,700	317,500	343,300	383,300	425,700	477,400	540,900
	5	188,400	238,800	268,100	296,200	318,900	345,000	385,200	427,600	480,400	544,000
	6	190,200	240,300	269,100	297,700	320,200	346,700	387,500	429,700	483,400	546,300
	7	191,800	241,800	270,100	299,100	321,500	348,300	389,600	431,800	486,400	548,800
	8	193,500	243,300	271,100	300,400	322,800	350,000	391,600	434,000	489,500	551,200
	9	195,200	244,800	272,100	301,600	324,100	351,600	393,600	435,900	492,200	553,600
	10	197,000	246,200	273,100	303,100	325,900	353,300	395,900	438,000	495,300	555,400
	11	198,700	247,600	274,100	304,600	327,700	354,900	398,100	440,100	498,300	557,200
	12	200,400	249,000	275,100	306,000	329,400	356,500	400,300	442,000	501,400	559,100
	13	202,100	250,200	276,100	307,400	331,100	358,000	402,500	443,700	504,100	560,800
	14	203,900	251,400	277,100	308,500	332,800	359,700	404,800	445,500	506,400	562,200
	15	205,700	252,600	278,100	309,500	334,500	361,300	407,000	447,400	508,700	563,500
	16	207,500	253,800	279,200	310,700	336,200	362,900	409,300	449,300	511,000	564,600
	17	208,900	254,900	280,200	311,900	337,800	364,500	411,100	451,100	513,000	565,900
	18	210,600	256,000	281,500	313,500	339,500	366,300	413,000	452,900	514,400	566,900
	19	212,300	257,100	282,800	315,100	341,200	367,800	414,900	454,700	515,900	567,800
	20	213,900	258,200	284,000	316,700	342,800	369,400	416,700	456,400	517,300	568,700
	21	215,500	259,200	285,300	318,200	344,300	370,800	418,500	458,200	518,500	569,600
	22	217,200	260,200	286,600	319,800	345,900	372,400	420,300	459,700	519,900	
	23	218,900	261,200	287,800	321,400	347,500	374,000	422,100	461,100	521,400	
	24	220,600	262,200	289,000	323,000	349,000	375,500	423,900	462,600	522,900	
	25	222,300	263,200	290,100	324,500	350,400	377,400	425,500	464,000	524,000	
	26	224,100	264,100	291,300	326,200	352,100	379,300	427,000	465,300	525,100	
	27	225,500	265,000	292,600	327,800	353,700	381,200	428,500	466,600	526,300	
	28	226,900	265,900	293,900	329,400	355,300	383,000	430,000	467,800	527,500	
	29	228,300	266,700	295,200	330,800	356,500	384,500	431,500	468,800	528,500	
	30	229,500	267,500	296,200	332,500	358,000	386,300	432,800	469,500	529,400	
	31	230,600	268,300	297,200	334,200	359,500	388,000	434,100	470,200	530,300	
	32	231,700	269,100	298,300	335,800	361,000	389,600	435,300	470,900	531,200	
	33	232,800	269,800	299,400	337,000	362,700	391,300	436,500	471,600	532,000	
	34	233,900	270,600	300,600	338,900	364,500	392,700	437,800	472,300	532,900	
	35	235,000	271,400	301,700	340,600	366,200	394,100	439,100	472,900	533,600	
	36	236,100	272,100	302,900	342,200	367,900	395,500	440,300	473,500	534,100	
	37	237,200	272,800	304,100	343,700	369,300	396,900	441,500	474,000	534,800	
	38	238,200	273,600	305,400	345,300	370,600	398,100	442,300	474,600	535,400	
	39	239,200	274,400	306,700	346,900	371,800	399,300	443,100	475,200	536,200	
	40	240,100	275,100	308,000	348,500	373,200	400,300	443,900	475,800	536,800	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	241,000	275,800	309,300	350,200	374,300	401,400	444,500	476,300	537,300	
	42	241,900	276,600	310,600	352,000	375,200	402,600	445,100	476,800		
	43	242,700	277,400	311,900	353,800	376,200	403,700	445,700	477,200		
	44	243,500	278,100	313,200	355,600	377,300	404,800	446,300	477,500		
	45	244,200	278,800	314,500	357,100	378,100	405,500	447,000	477,800		
	46	244,800	279,500	315,800	358,500	379,000	406,200	447,800			
	47	245,400	280,200	317,100	359,900	379,900	406,900	448,200			
	48	246,000	280,900	318,200	361,300	380,700	407,600	448,900			
	49	246,600	281,600	319,100	362,800	381,500	408,200	449,400			
	50	247,200	282,300	320,400	363,600	382,300	408,800	449,800			
	51	247,800	283,000	321,700	364,600	383,100	409,300	450,200			
	52	248,300	283,700	323,000	365,600	383,800	409,700	450,600			
	53	248,800	284,300	324,200	366,500	384,500	410,100	451,000			
	54	249,200	285,000	325,500	367,600	385,200	410,300	451,400			
	55	249,500	285,600	326,700	368,500	385,900	410,600	451,800			
	56	249,800	286,300	327,900	369,500	386,600	410,900	452,100			
	57	250,100	286,900	329,200	370,400	387,100	411,200	452,400			
	58	250,400	287,600	330,300	371,100	387,700	411,500	452,800			
	59	250,700	288,200	331,400	371,800	388,300	411,800	453,100			
	60	251,000	288,900	332,500	372,400	389,000	412,100	453,400			
	61	251,300	289,500	333,200	372,800	389,400	412,300	453,700			
	62	251,600	290,200	334,100	373,400	390,000	412,600				
	63	251,900	290,800	334,800	374,100	390,600	412,900				
	64	252,200	291,300	335,600	374,800	391,100	413,200				
	65	252,500	291,800	336,400	375,100	391,500	413,400				
	66	252,800	292,400	336,800	375,800	392,100	413,700				
	67	253,100	292,900	337,400	376,500	392,700	414,000				
	68	253,400	293,500	338,100	377,100	393,200	414,300				
	69	253,700	294,000	338,900	377,400	393,600	414,500				
	70	254,000	294,500	339,600	377,900	394,100	414,800				
	71	254,300	295,100	340,300	378,500	394,600	415,100				
	72	254,600	295,700	340,900	379,100	395,200	415,300				
	73	254,900	296,200	341,400	379,400	395,500	415,500				
	74	255,200	296,700	342,000	380,000	395,900	415,800				
	75	255,500	297,100	342,500	380,700	396,300	416,100				
	76	255,800	297,400	343,100	381,300	396,700	416,300				
	77	256,100	297,600	343,400	381,700	397,000	416,500				
	78	256,400	297,900	343,900	382,200	397,300	416,800				
	79	256,700	298,100	344,300	382,800	397,600	417,100				
	80	257,000	298,400	344,700	383,300	397,800	417,300				
	81	257,300	298,600	345,100	383,800	398,000	417,500				
	82	257,600	298,800	345,600	384,400	398,300	417,800				
	83	257,900	299,100	346,100	384,900	398,600	418,100				
	84	258,200	299,300	346,600	385,200	398,800	418,300				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	258,500	299,600	346,900	385,600	399,000	418,500				
	86	258,800	299,900	347,300	386,100	399,300					
	87	259,100	300,200	347,700	386,500	399,600					
	88	259,400	300,500	348,100	386,900	399,800					
	89	259,700	300,800	348,400	387,300	400,000					
	90	260,000	301,100	348,800	387,800	400,300					
	91	260,300	301,400	349,200	388,200	400,600					
	92	260,600	301,800	349,600	388,600	400,800					
	93	260,900	302,000	349,800	388,900	401,000					
	94		302,200	350,200							
	95		302,500	350,600							
	96		302,900	351,000							
	97		303,100	351,200							
	98		303,400	351,600							
	99		303,800	352,000							
	100		304,200	352,300							
	101		304,400	352,600							
	102		304,700	353,000							
	103		305,000	353,400							
	104		305,300	353,800							
	105		305,500	354,300							
	106		305,800	354,700							
	107		306,100	355,100							
	108		306,400	355,500							
	109		306,600	356,000							
	110		307,000	356,400							
	111		307,400	356,700							
	112		307,700	357,000							
	113		307,900	357,500							
	114		308,100								
	115		308,400								
	116		308,800								
	117		309,000								
	118		309,200								
	119		309,500								
	120		309,800								
	121		310,200								
	122		310,400								
	123		310,700								
	124		311,000								
	125 特		311,300								832,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 194,800	円 222,300	円 262,800	円 282,500	円 297,700	円 323,400	円 365,500	円 399,000	円 450,800	円 531,500

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
(二) この表の10級の特号給は、職員の給与に関する条例第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211, 800	233, 400	257, 700	293, 200	322, 800	345, 200	367, 600	396, 300	433, 300
	2	214, 200	235, 700	259, 800	294, 500	324, 500	346, 900	369, 300	398, 100	435, 100
	3	216, 700	238, 000	262, 100	295, 800	326, 200	348, 500	371, 000	399, 800	437, 000
	4	219, 100	240, 300	264, 400	297, 000	327, 900	350, 100	372, 700	401, 500	438, 900
	5	221, 600	242, 500	266, 600	298, 200	329, 400	351, 700	374, 400	403, 100	440, 300
	6	224, 100	244, 600	268, 100	299, 200	330, 800	352, 800	376, 000	404, 600	441, 900
	7	226, 600	246, 800	269, 400	300, 200	332, 100	353, 900	377, 600	406, 100	443, 500
	8	228, 900	248, 700	270, 700	301, 100	333, 400	355, 000	379, 200	407, 600	444, 900
	9	231, 200	250, 700	272, 000	301, 700	334, 700	356, 100	380, 700	409, 000	446, 300
	10	233, 400	252, 500	273, 300	302, 400	336, 200	357, 800	382, 300	410, 600	448, 000
	11	235, 600	254, 400	274, 600	303, 100	337, 700	359, 500	383, 900	412, 200	449, 600
	12	237, 700	255, 900	275, 900	303, 800	339, 200	361, 100	385, 400	413, 700	451, 000
	13	239, 800	257, 400	277, 200	304, 500	340, 700	362, 700	386, 900	415, 200	451, 900
	14	241, 900	259, 400	278, 400	305, 200	342, 100	364, 400	388, 600	417, 300	453, 500
	15	244, 000	260, 900	279, 500	305, 900	343, 400	366, 000	390, 300	419, 300	455, 300
	16	245, 700	262, 500	281, 000	306, 500	344, 700	367, 600	392, 000	421, 400	457, 100
	17	247, 400	264, 100	282, 300	307, 200	346, 000	369, 200	393, 500	423, 100	458, 600
	18	249, 100	265, 400	283, 600	308, 000	347, 600	370, 800	395, 100	424, 700	460, 400
	19	250, 700	266, 600	284, 900	308, 700	349, 200	372, 400	396, 700	426, 300	462, 200
	20	252, 400	267, 700	286, 100	309, 500	350, 800	374, 000	398, 300	427, 800	463, 900
	21	254, 100	269, 000	287, 300	310, 200	352, 300	375, 600	399, 900	429, 300	465, 500
	22	255, 800	270, 200	287, 900	311, 000	353, 900	377, 200	401, 500	430, 900	467, 200
	23	257, 400	271, 500	288, 500	312, 000	355, 500	378, 800	403, 100	432, 300	468, 800
	24	259, 000	272, 800	289, 100	312, 900	357, 000	380, 400	404, 700	433, 700	470, 600
	25	260, 600	274, 200	289, 600	313, 800	358, 500	382, 000	406, 200	434, 800	472, 100
	26	261, 900	275, 600	290, 200	315, 100	360, 100	383, 600	408, 200	436, 200	473, 500
	27	263, 100	276, 900	290, 800	316, 400	361, 700	385, 200	410, 200	437, 700	475, 000
	28	264, 300	278, 200	291, 300	317, 700	363, 200	386, 800	412, 200	439, 200	476, 300
	29	265, 500	279, 200	291, 800	319, 000	364, 700	388, 400	413, 700	440, 500	477, 500
	30	266, 800	280, 500	292, 400	320, 500	366, 300	390, 000	415, 400	442, 200	478, 200
	31	268, 100	281, 800	292, 900	321, 800	367, 900	391, 700	417, 000	443, 800	478, 900
	32	269, 400	283, 000	293, 400	322, 900	369, 500	393, 400	418, 700	445, 400	479, 500
	33	270, 700	284, 200	293, 900	323, 900	370, 900	395, 100	420, 300	446, 800	480, 000
	34	272, 200	284, 800	294, 500	325, 100	372, 600	397, 100	421, 800	448, 500	480, 700
	35	273, 500	285, 400	295, 000	326, 300	374, 300	399, 000	423, 300	450, 200	481, 300
	36	274, 900	286, 000	295, 500	327, 400	375, 900	400, 900	424, 700	451, 800	481, 900
	37	275, 900	286, 500	296, 000	328, 500	377, 500	402, 600	425, 900	453, 200	482, 200
	38	277, 200	287, 100	296, 600	329, 700	379, 100	404, 000	427, 400	453, 900	482, 800
	39	278, 500	287, 700	297, 200	330, 900	380, 700	405, 200	428, 900	454, 600	483, 300
	40	279, 700	288, 300	297, 800	332, 000	382, 400	406, 500	430, 300	455, 300	483, 800
	41	280, 900	288, 800	298, 500	333, 100	384, 100	407, 500	431, 800	455, 700	484, 300
	42	281, 500	289, 400	299, 200	334, 300	386, 100	408, 600	433, 100	456, 200	484, 700
	43	282, 100	290, 000	299, 900	335, 500	388, 100	409, 600	434, 300	456, 800	485, 100
	44	282, 700	290, 500	300, 600	336, 700	390, 100	410, 600	435, 500	457, 400	485, 500
	45	283, 100	291, 000	301, 200	337, 900	391, 800	411, 700	436, 500	458, 000	485, 800
	46	283, 700	291, 500	302, 100	339, 100	393, 500	412, 900	437, 200	458, 700	
	47	284, 200	292, 000	302, 900	340, 300	395, 000	414, 000	438, 000	459, 200	
	48	284, 700	292, 500	303, 700	341, 500	396, 500	415, 100	438, 700	459, 700	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	285,200	293,100	304,500	342,700	397,700	416,300	439,200	460,200	
	50	285,800	293,600	305,600	344,000	398,700	417,100	439,600	460,500	
	51	286,300	294,200	306,700	345,200	399,700	417,900	440,000	460,800	
	52	286,800	294,800	307,700	346,400	400,700	418,500	440,300	461,200	
	53	287,300	295,400	308,700	347,600	401,800	419,000	440,600	461,600	
	54	287,900	296,100	309,800	349,000	402,900	419,700	440,900	461,800	
	55	288,400	296,800	310,800	350,300	404,000	420,400	441,200	462,100	
	56	288,900	297,500	311,900	351,600	405,100	421,000	441,500	462,300	
	57	289,400	298,100	312,900	352,500	406,400	421,700	441,700	462,700	
	58	289,900	299,000	314,000	353,800	407,200	422,100	442,000	462,900	
	59	290,400	299,800	315,100	355,000	408,000	422,700	442,300	463,100	
	60	290,900	300,600	316,200	356,200	408,600	423,300	442,600	463,300	
	61	291,400	301,400	317,200	357,400	409,100	423,700	442,900	463,700	
	62	291,900	302,300	318,300	358,800	409,800	424,100	443,200		
	63	292,400	303,200	319,400	360,200	410,500	424,600	443,500		
	64	292,900	304,100	320,500	361,600	411,200	425,100	443,800		
	65	293,400	304,900	321,500	362,900	411,500	425,600	444,000		
	66	293,900	305,800	322,600	364,400	412,200	426,200	444,300		
	67	294,400	306,600	323,700	365,900	412,900	426,600	444,600		
	68	294,900	307,400	324,800	367,300	413,400	427,000	444,900		
	69	295,400	308,300	325,800	368,500	413,800	427,400	445,100		
	70	295,900	309,200	327,000	369,900	414,200	427,700	445,400		
	71	296,400	310,100	328,200	371,200	414,700	428,000	445,700		
	72	296,900	311,000	329,400	372,600	415,200	428,300	445,900		
	73	297,400	311,800	330,100	373,700	415,700	428,600	446,100		
	74	298,000	312,700	331,400	374,900	416,100	428,900	446,400		
	75	298,600	313,600	332,700	376,100	416,600	429,200	446,700		
	76	299,100	314,400	334,000	377,300	417,100	429,400	447,000		
	77	299,600	315,100	335,300	378,600	417,600	429,600	447,200		
	78	300,200	316,000	336,700	379,800	418,100	429,900	447,500		
	79	300,800	316,900	338,100	381,000	418,700	430,200	447,800		
	80	301,400	317,900	339,500	382,100	419,200	430,400	448,100		
	81	302,000	318,800	340,800	383,200	419,600	430,600	448,300		
	82	302,700	319,900	342,400	384,400	420,200	430,900	448,600		
	83	303,400	320,900	343,900	385,500	420,700	431,200	448,900		
	84	304,000	321,900	345,400	386,700	420,900	431,400	449,200		
	85	304,600	322,800	346,800	387,800	421,200	431,600	449,400		
	86	305,300	323,800	348,300	388,400	421,700	431,900			
	87	306,000	324,800	349,800	388,900	422,000	432,200			
	88	306,700	325,800	351,200	389,400	422,300	432,400			
	89	307,400	326,800	352,500	390,000	422,600	432,600			
	90	308,200	328,100	353,700	390,600	423,000	432,900			
	91	309,000	329,300	354,900	391,200	423,400	433,200			
	92	309,700	330,500	356,200	391,800	423,800	433,400			
	93	310,200	331,700	357,500	392,100	424,100	433,600			
	94	311,100	333,000	359,000	392,600					
	95	312,000	334,200	360,500	393,100					
	96	312,800	335,400	361,900	393,600					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	97	313,600	336,600	363,200	394,000					
	98	314,600	337,900	364,400	394,400					
	99	315,500	339,100	365,500	394,900					
	100	316,400	340,300	366,700	395,400					
	101	317,300	341,700	367,800	395,800					
	102	318,300	342,600	368,900	396,300					
	103	319,300	343,600	370,000	396,800					
	104	320,200	344,700	371,100	397,300					
	105	321,000	345,800	372,300	397,600					
	106	321,600	346,900	372,800	398,000					
	107	322,200	347,900	373,400	398,500					
	108	322,800	348,900	374,000	398,800					
	109	323,300	350,100	374,600	399,100					
	110	323,800	351,100	375,100	399,600					
	111	324,200	352,100	375,500	400,100					
	112	324,700	353,000	376,000	400,600					
	113	325,500	353,900	376,400	400,900					
	114	326,200	354,800	376,800	401,400					
	115	326,900	355,800	377,300	401,900					
	116	327,500	356,800	377,800	402,400					
	117	328,100	357,800	378,200	402,700					
	118	328,800	358,200	378,700	403,200					
	119	329,500	358,800	379,300	403,700					
	120	330,300	359,400	379,800	404,200					
	121	330,900	359,700	380,000	404,600					
	122	331,200	360,100	380,500	405,100					
	123	331,700	360,500	381,000	405,500					
	124	332,200	360,900	381,400	406,000					
	125	332,500	361,300	381,900	406,400					
	126		361,700	382,400						
	127		362,100	382,900						
	128		362,500	383,400						
	129		362,900	383,700						
	130		363,300	384,200						
	131		363,700	384,700						
	132		364,100	385,200						
	133		364,300	385,500						
	134		364,800	386,000						
	135		365,200	386,400						
	136		365,500	386,800						
	137		365,800	387,100						
	138		366,200	387,600						
	139		366,700	388,100						
	140		367,200	388,600						
	141		367,500	388,900						
	142		368,000							
	143		368,500							
	144		369,000							
	145		369,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 249,000	円 260,800	円 265,000	円 296,600	円 313,400	円 327,700	円 351,400	円 387,000	円 419,000

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	184,000	236,200	314,400	358,200	399,800
	2	185,200	240,600	316,300	359,600	401,900
	3	186,500	243,400	318,200	361,000	404,000
	4	187,700	246,200	320,100	362,300	406,000
	5	188,900	248,900	321,900	363,500	407,900
	6	191,100	250,600	323,700	364,700	409,800
	7	193,200	252,100	325,500	365,900	411,700
	8	195,400	253,600	327,200	367,000	413,500
	9	197,600	255,100	328,900	368,100	415,500
	10	199,700	257,200	330,900	369,500	417,500
	11	201,800	259,300	332,900	370,800	419,500
	12	203,900	261,300	334,900	372,100	421,400
	13	206,000	263,300	336,700	373,400	423,100
	14	208,000	265,600	338,700	374,800	425,200
	15	210,000	267,900	340,600	376,200	427,200
	16	211,900	270,100	342,500	377,500	429,300
	17	213,600	272,300	344,300	378,800	430,900
	18	215,500	274,700	345,900	380,200	432,700
	19	217,400	277,100	347,500	381,600	434,400
	20	219,300	279,500	349,100	383,000	436,000
	21	221,200	281,800	350,700	384,400	437,700
	22	223,100	283,900	351,700	385,800	439,600
	23	224,900	286,000	352,700	387,200	441,500
	24	226,700	288,000	353,700	388,600	443,200
	25	228,500	290,000	354,800	390,000	444,600
	26	230,700	291,900	356,100	391,500	446,300
	27	232,700	293,800	357,300	392,900	448,200
	28	234,700	295,700	358,500	394,300	450,100
	29	236,600	297,600	359,700	395,700	451,700
	30	237,900	299,100	360,800	397,200	453,400
	31	239,000	300,600	361,900	398,700	455,100
	32	240,100	302,100	363,000	400,200	456,600
	33	241,500	303,600	364,100	401,700	458,000
	34	243,000	305,100	365,100	403,300	458,800
	35	244,500	306,600	366,100	404,900	459,600
	36	246,000	308,000	367,100	406,600	460,400
	37	247,500	309,400	368,000	407,800	461,100
	38	249,100	310,300	368,900	409,200	461,700
	39	250,700	311,200	369,700	410,600	462,400
	40	252,300	312,100	370,500	411,900	463,200
	41	253,900	312,900	371,200	413,200	463,600
	42	255,400	313,400	372,000	414,500	464,300
	43	256,900	313,900	372,800	416,000	465,000
	44	258,400	314,400	373,600	417,500	465,600

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	259,900	314,900	374,400	418,700	466,000
	46	261,200	315,400	375,200	419,900	466,600
	47	262,400	315,900	376,000	421,500	467,300
	48	263,600	316,400	376,800	423,000	467,800
	49	264,800	316,800	377,600	424,300	468,400
	50	265,900	317,300	378,900	425,700	468,900
	51	267,000	317,800	380,200	427,100	469,500
	52	268,100	318,300	381,400	428,500	470,000
	53	269,200	318,700	382,100	429,900	470,500
	54	270,300	319,200	383,100	431,300	471,000
	55	271,300	319,600	383,900	432,700	471,400
	56	272,300	320,000	384,600	434,100	471,900
	57	273,300	320,400	385,300	435,200	472,400
	58	274,000	320,800	386,000	436,500	
	59	274,600	321,200	386,700	437,900	
	60	275,200	321,600	387,400	439,200	
	61	275,800	322,000	388,000	440,000	
	62	276,400	322,600	388,700	440,800	
	63	277,000	323,200	389,500	441,700	
	64	277,600	323,800	390,300	442,600	
	65	278,200	324,300	390,900	443,400	
	66	278,800	324,900	391,700	444,200	
	67	279,400	325,500	392,400	444,800	
	68	280,000	326,100	393,100	445,600	
	69	280,600	326,600	393,700	446,000	
	70	281,300	327,200	394,400		
	71	282,000	327,800	395,100		
	72	282,700	328,400	395,800		
	73	283,300	328,900	396,500		
	74	284,000	329,600	397,100		
	75	284,700	330,300	397,700		
	76	285,400	331,000	398,400		
	77	286,000	331,700	399,100		
	78	286,700	332,400	399,600		
	79	287,400	333,100	400,200		
	80	288,000	333,800	400,800		
	81	288,600	334,500	401,300		
	82	289,300	335,300	401,900		
	83	290,000	336,000	402,500		
	84	290,600	336,600	403,000		
	85	291,200	337,100	403,500		
	86	291,900	337,600	404,000		
	87	292,600	338,000	404,500		
	88	293,200	338,400	405,200		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	89	293,800	338,700	405,600		
	90	294,500	339,200			
	91	295,200	339,600			
	92	295,800	340,000			
	93	296,400	340,300			
	94	297,100	340,700			
	95	297,700	341,100			
	96	298,300	341,500			
	97	298,600	342,000			
	98	299,200	342,500			
	99	299,800	343,000			
	100	300,300	343,500			
	101	300,800	344,000			
	102	301,200	344,500			
	103	301,600	345,000			
	104	302,000	345,500			
	105	302,400	345,900			
	106	302,900	346,300			
	107	303,400	346,800			
	108	303,700	347,200			
定年前再任用短時間勤務職員	109	303,900	347,700			
	110	304,300	348,100			
	111	304,600	348,500			
	112	304,800	348,900			
	113	305,100	349,400			
	114	305,400	349,800			
	115	305,700	350,200			
	116	306,000	350,600			
	117	306,300	351,100			
	118	306,600	351,500			
	119	306,800	351,900			
	120	307,100	352,300			
	121	307,400	352,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 224,600	円 266,400	円 291,400	円 334,200	円 383,200

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	294,200	372,800	429,500	487,200
	2	296,500	375,400	431,500	489,000
	3	298,800	377,900	433,500	490,800
	4	301,000	380,400	435,400	492,600
	5	303,100	382,900	437,300	494,400
	6	306,600	385,600	438,900	496,100
	7	310,100	388,300	440,500	497,800
	8	313,500	390,900	442,100	499,500
	9	316,900	393,000	443,700	501,200
	10	320,400	395,500	445,500	503,300
	11	323,800	398,000	447,300	505,400
	12	327,200	400,500	449,100	507,500
	13	330,600	403,100	450,900	509,500
	14	334,100	405,800	452,700	511,400
	15	337,500	408,400	454,500	513,500
	16	340,900	410,900	456,300	515,500
	17	344,300	413,300	457,900	517,400
	18	347,400	415,500	459,900	519,400
	19	350,500	417,600	461,800	521,400
	20	353,600	419,700	463,700	523,200
	21	356,800	421,800	465,100	525,000
	22	359,900	423,300	466,900	526,800
	23	363,000	424,800	468,700	528,600
	24	366,000	426,300	470,500	530,400
	25	369,000	427,700	472,300	532,000
	26	371,300	429,200	474,100	533,800
	27	373,600	430,700	475,900	535,600
	28	375,800	432,100	477,700	537,400
	29	377,700	433,500	479,500	539,000
	30	379,400	435,000	481,300	540,800
	31	381,100	436,500	483,100	542,600
	32	382,900	437,900	484,900	544,300
	33	384,700	439,300	486,700	545,900
	34	386,500	440,800	488,600	547,700
	35	388,100	442,300	490,500	549,400
	36	389,500	443,700	492,400	551,100

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	390,900	445,100	494,300	552,600
	38	392,400	446,500	496,000	554,200
	39	393,900	447,900	497,800	555,600
	40	395,400	449,300	499,600	557,200
	41	396,900	450,700	501,200	558,700
	42	397,600	452,100	503,000	560,100
	43	398,200	453,500	504,800	561,500
	44	398,900	454,900	506,400	562,800
	45	399,800	456,300	507,800	564,000
	46	400,400	457,700	509,500	565,000
	47	401,000	459,100	511,300	566,000
	48	401,600	460,500	513,000	567,000
	49	402,200	461,900	514,500	568,000
	50	402,700	463,600	515,800	568,900
	51	403,200	465,200	517,100	569,800
	52	403,700	466,800	518,400	570,700
	53	404,200	468,400	519,400	571,500
	54	404,600	469,600	520,700	572,400
	55	405,000	470,800	522,000	573,300
	56	405,400	471,900	523,300	574,200
	57	405,800	472,900	524,300	575,100
	58	406,200	473,900	525,100	576,000
	59	406,600	474,800	525,900	576,900
	60	407,000	475,600	526,700	577,600
	61	407,400	476,300	527,600	578,500
	62	407,800	477,000	528,400	579,400
	63	408,200	477,700	529,200	580,300
	64	408,600	478,300	529,900	581,200
	65	408,900	479,000	530,700	582,100
	66		479,700	531,500	
	67		480,300	532,200	
	68		480,900	533,100	
	69		481,200	534,000	
	70		481,800	534,800	
	71		482,500	535,700	
	72		483,200	536,600	
	73		483,600	537,400	
	74		484,200	538,300	
	75		484,900	539,200	
	76		485,600	539,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	77		486,000	540,700	
	78		486,600	541,600	
	79		487,200	542,500	
	80		487,700	543,400	
	81		488,200	544,200	
	82		488,700	545,100	
	83		489,200	546,000	
	84		489,700	546,900	
	85		490,100	547,700	
	86		490,600	548,600	
	87		491,000	549,500	
	88		491,500	550,400	
	89		492,000	551,200	
	90		492,600		
	91		493,200		
	92		493,600		
	93		494,100		
	94		494,700		
	95		495,300		
	96		495,800		
	97		496,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 304,500	円 347,200	円 402,300	円 476,100

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	261,300	306,300	343,900	382,300
	2	191,200	231,100	262,500	307,800	345,600	384,600
	3	193,400	232,500	263,600	309,300	347,300	386,900
	4	195,500	233,900	264,700	310,800	348,900	389,200
	5	197,600	235,200	265,800	312,300	350,500	391,500
	6	199,700	236,400	266,600	313,700	352,200	394,100
	7	201,800	237,400	267,400	315,100	353,800	396,700
	8	203,700	238,400	268,200	316,500	355,400	399,300
	9	205,600	239,500	269,000	317,800	357,000	401,400
	10	207,600	240,700	269,800	319,200	358,700	403,600
	11	209,600	242,000	270,600	320,600	360,400	405,800
	12	211,800	243,300	271,400	322,000	362,000	408,000
	13	213,500	244,600	272,200	323,400	363,500	410,000
	14	215,600	245,900	273,000	325,000	365,200	412,000
	15	218,000	247,200	273,800	326,500	366,800	414,000
	16	220,200	248,400	274,600	328,000	368,400	416,000
	17	222,500	249,600	275,400	329,500	370,000	417,800
	18	223,700	250,800	276,200	331,100	371,600	419,700
	19	224,900	252,000	277,000	332,600	373,200	421,600
	20	226,100	253,200	277,800	334,100	374,800	423,400
	21	227,300	254,300	278,600	335,600	376,400	425,200
	22	228,300	255,200	279,400	337,200	378,400	426,800
	23	229,300	256,000	280,200	338,700	380,400	428,400
	24	230,200	256,800	281,000	340,200	382,400	429,900
	25	231,200	257,600	281,800	341,700	383,800	431,400
	26	232,200	258,400	282,700	343,300	385,500	432,700
	27	233,100	259,200	283,600	344,900	387,200	434,000
	28	234,000	260,000	284,400	346,400	388,900	435,300
	29	234,900	260,800	285,200	347,700	390,600	436,600
	30	235,800	261,600	286,100	349,200	392,100	437,800
	31	236,700	262,400	287,000	350,700	393,600	439,000
	32	237,600	263,200	287,800	352,200	395,100	440,100
	33	238,400	264,000	288,600	353,700	396,400	441,300
	34	239,200	264,800	289,700	355,200	397,700	442,400
	35	240,000	265,500	290,700	356,700	399,000	443,600
	36	240,800	266,300	291,700	358,100	400,100	444,800

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	37	241,600	267,200	292,700	359,500	401,200	445,900
	38	242,400	268,000	293,800	361,100	402,300	446,700
	39	243,200	268,800	294,800	362,600	403,400	447,100
	40	244,000	269,600	295,800	364,100	404,500	447,800
	41	244,600	270,400	296,800	365,300	405,300	448,300
	42	245,200	271,200	297,800	366,400	406,100	448,700
	43	245,800	272,000	298,800	367,600	406,900	449,100
	44	246,300	272,800	299,800	368,700	407,700	449,500
	45	246,800	273,500	300,800	369,700	408,100	449,900
	46	247,400	274,300	302,000	370,500	408,700	450,300
	47	247,900	275,100	303,100	371,500	409,200	450,700
	48	248,300	275,900	304,200	372,600	409,600	451,000
	49	248,700	276,600	305,300	373,600	410,000	451,300
	50	249,200	277,400	306,400	374,600	410,200	451,700
	51	249,700	278,100	307,500	375,600	410,500	452,000
	52	250,200	278,800	308,600	376,500	410,800	452,300
	53	250,500	279,500	309,700	377,300	411,100	452,600
	54	250,800	280,200	310,800	378,100	411,400	
	55	251,100	280,900	311,900	379,000	411,700	
	56	251,400	281,600	313,000	379,800	412,000	
	57	251,700	282,300	314,000	380,300	412,200	
	58	252,000	283,000	315,000	381,100	412,500	
	59	252,300	283,700	316,000	381,900	412,800	
	60	252,600	284,300	317,000	382,700	413,100	
	61	252,900	284,900	318,000	383,100	413,300	
	62	253,200	285,600	319,000	383,800	413,600	
	63	253,500	286,300	320,000	384,500	413,900	
	64	253,800	286,900	320,900	385,100	414,200	
	65	254,100	287,500	321,800	385,500	414,400	
	66	254,400	288,200	322,600	386,000		
	67	254,700	288,900	323,300	386,600		
	68	255,000	289,500	324,000	387,200		
	69	255,300	290,100	324,600	387,600		
	70	255,600	290,800	325,300	388,100		
	71	255,900	291,500	325,900	388,600		
	72	256,100	292,100	326,500	389,100		
	73	256,300	292,700	327,100	389,700		
	74	256,600	293,200	327,300	390,200		
	75	256,900	293,600	327,800	390,800		
	76	257,100	294,000	328,300	391,400		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	77	257,300	294,400	328,900	391,900		
	78	257,600	294,700	329,400	392,400		
	79	257,900	295,000	329,900	392,900		
	80	258,100	295,300	330,300	393,400		
	81	258,300	295,600	330,900	393,700		
	82	258,600	295,900	331,400	394,200		
	83	258,900	296,200	331,800	394,600		
	84	259,100	296,500	332,300	395,000		
	85	259,300	296,700	332,800	395,400		
	86		296,900	333,200			
	87		297,100	333,400			
	88		297,300	333,700			
	89		297,700	334,100			
	90		297,900	334,500			
	91		298,100	334,800			
	92		298,300	335,100			
	93		298,700	335,400			
	94		298,900	335,600			
	95		299,100	336,000			
	96		299,400	336,300			
	97		299,700	336,500			
	98		299,900	336,800			
	99		300,100	337,100			
	100		300,400	337,400			
	101		300,700	337,600			
	102		300,900	337,900			
	103		301,100	338,200			
	104		301,400	338,400			
	105		301,700	338,600			
	106			338,800			
	107			339,200			
	108			339,400			
	109			339,600			
	110			340,000			
	111			340,400			
	112			340,800			
	113			341,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 195,800	円 222,400	円 250,900	円 290,100	円 331,200	円 373,800

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,300	241,800	280,400	295,800	313,100	345,000
	2	209,300	244,100	281,500	296,400	314,300	346,700
	3	211,200	246,400	282,600	297,000	315,500	348,400
	4	213,100	248,700	283,600	297,500	316,600	350,100
	5	215,000	251,100	284,600	298,000	317,700	351,800
	6	216,900	252,300	285,100	298,600	318,800	353,500
	7	218,800	253,300	285,600	299,200	319,900	355,200
	8	220,500	254,400	286,100	299,700	321,000	356,800
	9	222,300	255,400	286,600	300,200	322,100	358,300
	10	224,400	256,700	287,100	300,800	323,100	360,000
	11	226,400	257,900	287,600	301,400	324,100	361,700
	12	228,400	258,900	288,100	301,900	325,100	363,400
	13	230,400	259,700	288,600	302,400	326,100	364,800
	14	232,500	260,600	289,100	303,000	327,300	366,500
	15	234,600	261,300	289,600	303,600	328,500	368,200
	16	236,700	262,200	290,100	304,100	329,700	369,900
	17	238,800	263,300	290,600	304,600	330,800	371,700
	18	240,900	264,400	291,100	305,300	332,000	373,700
	19	243,100	265,500	291,600	306,000	333,100	375,700
	20	245,200	266,600	292,100	306,700	334,200	377,700
	21	247,300	267,700	292,600	307,400	335,300	379,400
	22	248,700	268,800	293,100	308,300	336,500	381,500
	23	250,000	269,900	293,600	309,200	337,600	383,600
	24	251,300	271,000	294,100	310,100	338,700	385,600
	25	252,500	272,000	294,600	310,900	339,800	387,500
	26	253,500	273,100	295,100	311,800	341,000	389,100
	27	254,500	274,200	295,600	312,700	342,100	390,900
	28	255,500	275,200	296,100	313,600	343,200	392,700
	29	256,400	276,200	296,600	314,400	344,300	394,400
	30	257,300	276,900	297,200	315,300	345,500	396,100
	31	258,000	277,600	298,000	316,200	346,600	398,000
	32	258,700	278,300	298,800	317,100	347,700	399,700
	33	259,500	279,000	299,500	317,900	348,800	401,400
	34	260,300	279,600	300,300	319,000	350,100	403,100
	35	261,100	280,100	301,100	320,100	351,400	404,900
	36	261,800	280,600	301,900	321,200	352,700	406,600
	37	262,500	281,100	302,600	322,300	353,900	408,200
	38	263,400	281,700	303,400	323,400	355,400	409,900
	39	264,300	282,200	304,200	324,500	356,900	411,700
	40	265,100	282,700	304,900	325,600	358,400	413,500

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	265,900	283,100	305,700	326,700	359,600	415,000
	42	266,800	283,600	306,500	327,900	361,100	416,500
	43	267,600	284,100	307,300	329,000	362,500	418,000
	44	268,400	284,600	308,100	330,100	363,900	419,300
	45	269,200	285,100	308,800	330,900	365,300	420,400
	46	269,900	285,600	309,800	332,000	366,300	421,500
	47	270,600	286,100	310,800	333,100	367,700	422,600
	48	271,200	286,600	311,700	334,100	369,000	423,800
	49	271,800	287,100	312,600	335,100	370,300	425,100
	50	272,300	287,600	313,600	336,100	371,700	426,200
	51	272,800	288,100	314,600	337,100	373,000	427,400
	52	273,200	288,600	315,500	338,100	374,300	428,500
	53	273,600	289,100	316,400	339,300	375,800	429,700
	54	274,100	289,600	317,400	340,600	377,000	430,700
	55	274,600	290,100	318,400	341,800	378,100	431,800
	56	275,000	290,600	319,400	343,000	379,300	432,900
	57	275,400	291,100	320,200	343,900	380,400	433,900
	58	275,800	291,900	321,200	345,100	381,300	434,400
	59	276,200	292,700	322,200	346,200	382,300	435,000
	60	276,600	293,400	323,100	347,500	383,200	435,400
	61	277,000	294,100	324,000	348,500	383,800	436,000
	62	277,400	295,000	325,000	349,400	384,600	436,500
	63	277,800	295,900	326,000	350,500	385,400	436,900
	64	278,200	296,700	326,900	351,700	386,200	437,400
	65	278,600	297,500	327,800	352,800	386,900	437,900
	66	279,000	298,400	329,000	354,000	387,600	438,300
	67	279,400	299,200	330,200	355,200	388,300	438,600
	68	279,800	300,000	331,400	356,200	388,900	438,900
	69	280,200	300,800	332,100	357,200	389,500	439,300
	70	280,700	301,700	333,200	358,200	390,100	
	71	281,200	302,600	334,300	359,300	390,800	
72	281,600	303,500	335,200	360,400	391,400		
73	282,000	304,400	336,300	361,200	392,100		
74	282,600	305,300	337,000	362,300	392,600		
75	283,200	306,200	338,100	363,400	393,200		
76	283,700	307,100	339,200	364,400	393,700		
77	284,200	307,900	340,300	365,100	394,100		
78	284,800	308,900	341,500	365,900	394,700		
79	285,400	309,900	342,600	366,700	395,200		
80	285,900	310,800	343,700	367,400	395,500		
81	286,400	311,300	344,800	368,000	395,800		
82	286,900	312,200	345,900	368,500	396,300		
83	287,400	313,100	346,900	369,000	396,700		
84	287,900	313,900	348,000	369,500	397,000		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	85	288,400	314,700	348,900	370,100	397,300	
	86	288,900	315,700	349,900	370,600	397,800	
	87	289,400	316,700	350,800	371,100	398,300	
	88	289,900	317,700	351,800	371,600	398,700	
	89	290,400	318,600	352,700	372,000	399,000	
	90	290,900	319,700	353,500	372,400	399,400	
	91	291,400	320,700	354,300	373,000	399,900	
	92	291,900	321,700	355,100	373,500	400,300	
	93	292,400	322,500	355,700	373,800	400,700	
	94	293,000	323,200	356,300	374,300		
	95	293,600	323,900	356,900	374,700		
	96	294,200	324,500	357,500	375,000		
	97	294,800	325,000	357,900	375,600		
	98	295,300	325,300	358,300	376,100		
	99	295,800	325,900	358,800	376,600		
	100	296,300	326,500	359,200	377,100		
	101	296,800	326,900	359,700	377,700		
	102	297,300	327,500	360,100	378,200		
	103	297,800	328,100	360,600	378,700		
	104	298,200	328,600	361,000	379,100		
	105	298,600	329,000	361,300	379,700		
	106	299,100	329,500	361,800	380,200		
	107	299,600	330,000	362,200	380,700		
	108	299,900	330,500	362,500	381,200		
	109	300,100	330,900	362,900	381,800		
	110	300,400	331,300	363,400	382,200		
	111	300,600	331,600	363,900	382,700		
	112	300,900	331,900	364,400	383,200		
	113	301,200	332,200	364,900	383,800		
	114	301,400	332,600	365,400			
	115	301,700	332,900	365,900			
	116	301,900	333,200	366,300			
	117	302,200	333,400	366,700			
	118	302,500	333,700	367,100			
	119	302,800	334,000	367,600			
	120	303,100	334,200	368,100			
	121	303,400	334,400	368,500			
	122	303,800	334,700	369,000			
	123	304,100	335,000	369,500			
	124	304,400	335,300	370,000			
	125	304,600	335,500	370,300			
	126	304,800	335,800				
	127	305,100	336,200				
	128	305,500	336,400				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	129	305,700	336,600				
	130	306,000	336,800				
	131	306,400	337,200				
	132	306,800	337,400				
	133	307,000	337,700				
	134	307,300	338,100				
	135	307,600	338,500				
	136	307,900	338,900				
	137	308,100	339,200				
	138	308,400	339,600				
	139	308,700	340,000				
	140	309,000	340,400				
	141	309,200	340,700				
	142	309,600	341,100				
	143	310,000	341,400				
	144	310,300	341,800				
	145	310,500	342,100				
	146	310,700	342,500				
	147	311,000	342,900				
	148	311,400	343,300				
	149	311,600	343,600				
	150	311,800	344,000				
	151	312,100	344,400				
	152	312,400	344,800				
	153	312,800	345,100				
	154	313,000					
	155	313,200					
	156	313,500					
	157	313,800					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 242,500	円 263,000	円 270,300	円 280,700	円 297,100	円 334,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	200,200	248,600	301,000	357,400	426,700
	2	202,500	250,200	302,800	358,800	428,500
	3	204,900	251,700	304,600	360,200	430,300
	4	207,100	253,200	306,400	361,600	431,900
	5	209,400	254,700	308,200	363,000	433,400
	6	211,800	256,000	310,000	364,300	434,900
	7	214,100	257,200	311,800	365,600	436,700
	8	216,400	258,400	313,500	366,900	438,500
	9	218,700	259,800	315,200	368,100	440,200
	10	221,100	261,000	317,000	369,600	442,000
	11	223,400	262,300	318,800	371,100	443,900
	12	225,700	263,600	320,600	372,500	445,700
	13	228,100	264,900	322,500	373,800	447,400
	14	230,300	266,800	324,300	375,300	449,300
	15	232,500	268,600	326,100	376,800	451,100
	16	234,700	270,400	327,800	378,200	453,000
	17	236,900	272,100	329,400	379,600	454,700
	18	238,800	274,300	331,300	381,100	456,500
	19	240,600	276,500	333,200	382,500	458,300
	20	242,400	278,700	335,100	383,900	460,100
	21	244,200	280,900	336,900	385,300	461,700
	22	245,600	283,100	338,900	386,800	463,400
	23	247,000	285,300	340,700	388,300	465,300
	24	248,400	287,400	342,500	389,700	467,000
	25	249,700	289,400	344,200	391,000	468,700
	26	251,000	291,300	345,900	392,500	470,300
	27	252,200	293,200	347,500	394,000	471,800
	28	253,400	295,000	349,100	395,500	473,300
	29	254,500	296,800	350,700	396,900	474,800
	30	255,700	298,700	352,000	398,400	476,100
	31	256,900	300,500	353,200	399,900	477,400
	32	258,100	302,200	354,400	401,400	478,700
	33	259,200	303,900	355,700	402,800	479,900
	34	260,500	305,700	357,300	404,400	480,600
	35	261,800	307,400	358,900	406,000	481,300
	36	263,100	309,000	360,400	407,500	482,000
	37	264,500	310,600	361,900	408,700	482,600
	38	265,900	312,300	363,500	410,100	483,300
	39	267,200	314,100	365,100	411,500	484,000
	40	268,500	315,800	366,600	412,800	484,700

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	269,800	317,100	368,100	414,400	485,300
	42	270,800	319,000	369,700	415,800	486,000
	43	271,800	320,800	371,300	417,100	486,700
	44	272,700	322,500	372,800	418,500	487,400
	45	273,400	324,200	374,300	419,900	488,000
	46	274,200	326,100	375,900	421,200	
	47	275,000	327,800	377,500	422,700	
	48	275,800	329,500	379,000	424,200	
	49	276,600	331,200	380,500	425,800	
	50	277,400	333,000	382,000	427,200	
	51	278,100	334,800	383,500	428,800	
	52	278,900	336,500	384,900	430,300	
	53	279,700	338,200	386,300	432,000	
	54	280,500	339,500	387,800	433,500	
	55	281,300	340,800	389,200	435,100	
	56	282,100	342,100	390,600	436,700	
	57	282,800	343,600	392,100	438,200	
	58	283,400	345,200	393,700	439,700	
	59	284,200	346,700	395,300	440,900	
	60	285,100	348,300	396,700	442,100	
	61	285,900	349,800	397,900	443,300	
	62	286,500	351,400	399,300	444,600	
	63	287,300	353,000	400,700	445,800	
	64	288,000	354,500	402,000	447,000	
	65	289,000	356,000	403,200	448,100	
	66	289,800	357,600	404,400	449,300	
	67	290,600	359,200	405,700	450,500	
	68	291,300	360,700	407,000	451,700	
	69	292,000	362,200	408,300	452,900	
	70	292,800	363,800	409,600	454,100	
	71	293,600	365,400	411,000	455,300	
	72	294,300	366,900	412,200	456,500	
	73	295,000	368,400	413,400	457,600	
	74	295,700	370,000	414,800	458,200	
	75	296,400	371,600	416,200	458,700	
	76	297,000	373,100	417,500	459,200	
	77	297,600	374,600	418,700	459,700	
	78	298,300	376,000	419,900	460,300	
	79	299,000	377,400	421,200	460,800	
	80	299,600	378,700	422,600	461,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	81	300,200	380,000	423,900	461,800	
	82	300,900	381,400	425,100	462,400	
	83	301,600	382,800	426,100	462,900	
	84	302,300	384,100	427,300	463,400	
	85	303,000	385,200	428,500	463,900	
	86	303,800	386,600	429,600		
	87	304,500	387,900	430,800		
	88	305,200	389,200	431,800		
	89	305,900	390,400	432,900		
	90	306,800	391,700	433,900		
	91	307,600	392,800	434,900		
	92	308,400	394,000	435,900		
	93	308,900	395,200	436,800		
	94	309,700	396,300	437,600		
	95	310,500	397,500	438,400		
	96	311,300	398,700	439,200		
	97	312,000	400,100	439,900		
	98	312,800	401,100	440,300		
	99	313,600	402,100	440,700		
	100	314,300	403,100	441,100		
	101	315,100	404,000	441,500		
	102	316,000	405,000	441,800		
	103	316,900	406,100	442,100		
	104	317,700	407,200	442,300		
	105	318,300	407,900	442,600		
	106	319,100	408,800	442,900		
	107	319,900	409,700	443,200		
	108	320,700	410,600	443,400		
	109	321,400	411,400	443,600		
	110	321,800	412,200	443,900		
	111	322,200	413,000	444,200		
	112	322,700	413,800	444,400		
	113	323,200	414,400	444,600		
	114	323,600	415,100	444,900		
	115	324,100	415,800	445,200		
	116	324,500	416,500	445,400		
	117	325,000	417,100	445,600		
	118	325,500	417,600			
	119	325,900	418,000			
	120	326,400	418,300			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	326,900	418,600			
	122	327,300	418,900			
	123	327,800	419,200			
	124	328,300	419,400			
	125	328,900	419,600			
	126	329,200	419,900			
	127	329,500	420,200			
	128	329,800	420,400			
	129	330,000	420,600			
	130	330,300	420,900			
	131	330,600	421,200			
	132	330,800	421,400			
	133	331,000	421,600			
	134	331,200	421,900			
	135	331,400	422,200			
	136	331,700	422,400			
	137	332,000	422,600			
	138	332,200	422,900			
	139	332,500	423,200			
	140	332,800	423,400			
	141	333,000	423,600			
	142	333,200	423,900			
	143	333,500	424,200			
	144	333,700	424,400			
	145	334,000	424,600			
	146	334,200				
	147	334,500				
	148	334,800				
	149	335,000				
	150	335,200				
	151	335,500				
	152	335,800				
	153	336,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 241,300	円 281,900	円 311,000	円 339,400	円 424,700

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円（同規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	200,200	221,600	301,000	326,700	416,400
	2	202,500	224,200	302,800	328,800	417,900
	3	204,900	226,700	304,600	330,900	419,400
	4	207,100	229,200	306,400	333,000	420,800
	5	209,400	231,700	308,200	335,000	422,100
	6	211,800	234,200	310,000	337,100	423,500
	7	214,100	236,700	311,800	339,200	424,900
	8	216,400	239,200	313,500	341,300	426,300
	9	218,700	241,700	315,200	343,300	427,700
	10	221,100	243,500	317,000	345,400	429,100
	11	223,400	245,200	318,800	347,500	430,500
	12	225,700	246,900	320,600	349,500	431,800
	13	228,100	248,600	322,500	351,500	433,100
	14	230,300	250,200	324,300	353,000	434,500
	15	232,500	251,700	326,100	354,500	435,900
	16	234,700	253,200	327,800	356,000	437,300
	17	236,900	254,700	329,400	357,400	438,500
	18	238,800	256,000	331,300	358,800	439,800
	19	240,600	257,200	333,200	360,200	441,000
	20	242,400	258,400	335,100	361,600	442,300
	21	244,200	259,800	336,900	363,000	443,400
	22	245,600	261,000	338,900	364,300	444,500
	23	247,000	262,300	340,700	365,600	445,700
	24	248,400	263,600	342,500	366,900	446,900
	25	249,700	264,900	344,200	368,100	448,200
	26	250,900	266,800	345,900	369,400	449,400
	27	252,000	268,600	347,500	370,600	450,400
	28	253,100	270,400	349,100	371,800	451,500
	29	254,300	272,100	350,700	373,000	452,700
	30	255,600	274,300	352,000	374,200	453,500
	31	256,800	276,500	353,200	375,400	454,300
	32	258,000	278,700	354,400	376,500	455,200
	33	259,100	280,900	355,700	377,600	456,100
	34	260,300	283,100	357,100	378,800	456,600
	35	261,500	285,300	358,500	380,000	457,100
	36	262,700	287,400	359,800	381,100	457,600
	37	263,900	289,400	361,100	382,200	458,100
	38	265,100	291,300	362,500	383,400	458,600
	39	266,300	293,200	363,900	384,600	459,100
	40	267,500	295,000	365,200	385,700	459,600

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	268,700	296,800	366,500	386,800	460,100
	42	269,800	298,700	367,900	388,000	460,600
	43	270,900	300,500	369,200	389,200	461,100
	44	272,000	302,200	370,500	390,300	461,600
	45	273,000	303,900	371,800	391,400	462,100
	46	273,800	305,700	373,000	392,600	
	47	274,600	307,400	374,200	393,800	
	48	275,400	309,000	375,400	395,000	
	49	276,100	310,600	376,600	396,200	
	50	276,900	312,300	377,800	397,500	
	51	277,600	314,100	379,000	398,700	
	52	278,300	315,800	380,200	399,900	
	53	279,100	317,100	381,300	401,100	
	54	279,900	319,000	382,500	402,400	
	55	280,700	320,800	383,700	403,400	
	56	281,400	322,500	384,900	404,500	
	57	282,100	324,200	386,000	405,700	
	58	282,900	326,100	387,300	406,900	
	59	283,700	327,800	388,600	408,100	
	60	284,400	329,500	389,800	409,300	
	61	285,000	331,200	390,700	410,400	
	62	285,700	333,000	391,900	411,400	
	63	286,400	334,800	392,900	412,700	
	64	287,000	336,500	394,000	413,900	
	65	287,700	338,200	394,800	415,100	
	66	288,400	339,500	395,900	416,200	
	67	289,100	340,800	396,900	417,300	
	68	289,800	342,100	397,900	418,400	
	69	290,500	343,600	399,000	419,400	
	70	291,300	345,100	400,000	420,600	
	71	292,000	346,600	401,100	421,800	
	72	292,700	348,100	402,200	423,000	
	73	293,200	349,500	403,200	423,600	
	74	293,900	351,000	404,300	424,400	
	75	294,600	352,500	405,400	425,100	
	76	295,200	354,000	406,400	425,600	
	77	295,800	355,400	407,300	425,900	
	78	296,500	356,900	408,200	426,200	
	79	297,100	358,400	409,200	426,600	
	80	297,700	359,900	410,200	427,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	298,300	361,300	411,000	427,300	
	82	298,900	362,600	411,800	427,700	
	83	299,500	363,900	412,500	428,000	
	84	300,100	365,100	413,300	428,300	
	85	300,600	366,300	414,000	428,600	
	86	301,100	367,500	414,600	429,000	
	87	301,600	368,700	415,300	429,300	
	88	302,100	369,800	416,000	429,600	
	89	302,500	370,900	416,600	429,900	
	90	303,100	372,000	417,300	430,200	
	91	303,600	373,100	417,800	430,500	
	92	304,100	374,200	418,400	430,700	
	93	304,400	375,300	418,800	430,900	
	94	304,900	376,500	419,200	431,200	
	95	305,400	377,600	419,500	431,500	
	96	305,800	378,700	419,800	431,700	
	97	306,200	379,700	420,000	431,900	
	98	306,700	380,700	420,300	432,200	
	99	307,200	381,600	420,600	432,500	
	100	307,600	382,500	420,800	432,700	
	101	308,000	383,300	421,000	432,900	
	102	308,400	384,300	421,300		
	103	308,800	385,200	421,600		
	104	309,100	386,100	421,800		
	105	309,300	386,900	422,000		
	106	309,600	387,800	422,300		
	107	309,900	388,700	422,600		
	108	310,100	389,600	422,800		
	109	310,300	390,400	423,000		
	110	310,500	391,400	423,300		
	111	310,800	392,300	423,600		
	112	311,100	393,200	423,800		
	113	311,300	393,800	424,000		
	114	311,500	394,700	424,300		
	115	311,700	395,600	424,600		
	116	312,000	396,500	424,800		
	117	312,300	397,300	425,000		
	118	312,500	398,000			
	119	312,800	398,800			
	120	313,100	399,600			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	313,300	400,200			
	122	313,500	400,900			
	123	313,700	401,600			
	124	314,000	402,200			
	125	314,300	402,800			
	126		403,500			
	127		404,000			
	128		404,600			
	129		405,200			
	130		405,800			
	131		406,300			
	132		406,800			
	133		407,100			
	134		407,400			
	135		407,700			
	136		408,000			
	137		408,300			
	138		408,600			
	139		408,900			
	140		409,200			
	141		409,500			
	142		409,800			
	143		410,100			
	144		410,400			
	145		410,600			
	146		410,900			
	147		411,200			
	148		411,400			
	149		411,600			
	150		411,900			
	151		412,200			
	152		412,400			
	153		412,600			
	154		412,900			
	155		413,200			
	156		413,400			
	157		413,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 232,500	円 278,800	円 306,200	円 332,800	円 414,700

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円（同規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	261,300	306,300	343,900
	2	191,200	231,100	262,500	307,800	345,600
	3	193,400	232,500	263,600	309,300	347,300
	4	195,500	233,900	264,700	310,800	348,900
	5	197,600	235,200	265,800	312,300	350,500
	6	199,700	236,400	266,600	313,700	352,200
	7	201,800	237,400	267,400	315,100	353,800
	8	203,700	238,400	268,200	316,500	355,400
	9	205,600	239,500	269,000	317,800	357,000
	10	207,600	240,700	269,800	319,200	358,700
	11	209,600	242,000	270,600	320,600	360,400
	12	211,800	243,300	271,400	322,000	362,000
	13	213,500	244,600	272,200	323,400	363,500
	14	215,600	245,900	273,000	325,000	365,200
	15	218,000	247,200	273,800	326,500	366,800
	16	220,200	248,400	274,600	328,000	368,400
	17	222,500	249,600	275,400	329,500	370,000
	18	223,700	250,800	276,200	331,100	371,600
	19	224,900	252,000	277,000	332,600	373,200
	20	226,100	253,200	277,800	334,100	374,800
	21	227,300	254,300	278,600	335,600	376,400
	22	228,300	255,200	279,400	337,200	378,400
	23	229,300	256,000	280,200	338,700	380,400
	24	230,200	256,800	281,000	340,200	382,400
	25	231,200	257,600	281,800	341,700	383,800
	26	232,200	258,400	282,700	343,300	385,500
	27	233,100	259,200	283,600	344,900	387,200
	28	234,000	260,000	284,400	346,400	388,900
	29	234,900	260,800	285,200	347,700	390,600
	30	235,800	261,600	286,100	349,200	392,100
	31	236,700	262,400	287,000	350,700	393,600
	32	237,600	263,200	287,800	352,200	395,100
	33	238,400	264,000	288,600	353,700	396,400
	34	239,200	264,800	289,700	355,200	397,700
	35	240,000	265,500	290,700	356,700	399,000
	36	240,800	266,300	291,700	358,100	400,100
	37	241,600	267,200	292,700	359,500	401,200
	38	242,400	268,000	293,800	361,100	402,300
	39	243,200	268,800	294,800	362,600	403,400
	40	244,000	269,600	295,800	364,100	404,500

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	244,600	270,400	296,800	365,300	405,300
	42	245,200	271,200	297,800	366,400	406,100
	43	245,800	272,000	298,800	367,600	406,900
	44	246,300	272,800	299,800	368,700	407,700
	45	246,800	273,500	300,800	369,700	408,100
	46	247,400	274,300	302,000	370,500	408,700
	47	247,900	275,100	303,100	371,500	409,200
	48	248,300	275,900	304,200	372,600	409,600
	49	248,700	276,600	305,300	373,600	410,000
	50	249,200	277,400	306,400	374,600	410,200
	51	249,700	278,100	307,500	375,600	410,500
	52	250,200	278,800	308,600	376,500	410,800
	53	250,500	279,500	309,700	377,300	411,100
	54	250,800	280,200	310,800	378,100	411,400
	55	251,100	280,900	311,900	379,000	411,700
	56	251,400	281,600	313,000	379,800	412,000
	57	251,700	282,300	314,000	380,300	412,200
	58	252,000	283,000	315,000	381,100	412,500
	59	252,300	283,700	316,000	381,900	412,800
	60	252,600	284,300	317,000	382,700	413,100
	61	252,900	284,900	318,000	383,100	413,300
	62	253,200	285,600	319,000	383,800	413,600
	63	253,500	286,300	320,000	384,500	413,900
	64	253,800	286,900	320,900	385,100	414,200
	65	254,100	287,500	321,800	385,500	414,400
	66	254,400	288,200	322,600	386,000	
	67	254,700	288,900	323,300	386,600	
	68	255,000	289,500	324,000	387,200	
	69	255,300	290,100	324,600	387,600	
	70	255,600	290,800	325,300	388,100	
	71	255,900	291,500	325,900	388,600	
	72	256,100	292,100	326,500	389,100	
	73	256,300	292,700	327,100	389,700	
	74	256,600	293,200	327,300	390,200	
	75	256,900	293,600	327,800	390,800	
	76	257,100	294,000	328,300	391,400	
	77	257,300	294,400	328,900	391,900	
	78	257,600	294,700	329,400	392,400	
	79	257,900	295,000	329,900	392,900	
	80	258,100	295,300	330,300	393,400	
	81	258,300	295,600	330,900	393,700	
	82	258,600	295,900	331,400	394,200	
	83	258,900	296,200	331,800	394,600	
	84	259,100	296,500	332,300	395,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	85	259,300	296,700	332,800	395,400	
	86		296,900	333,200		
	87		297,100	333,400		
	88		297,300	333,700		
	89		297,700	334,100		
	90		297,900	334,500		
	91		298,100	334,800		
	92		298,300	335,100		
	93		298,700	335,400		
	94		298,900	335,600		
	95		299,100	336,000		
	96		299,400	336,300		
	97		299,700	336,500		
	98		299,900	336,800		
	99		300,100	337,100		
	100		300,400	337,400		
	101		300,700	337,600		
	102		300,900	337,900		
	103		301,100	338,200		
	104		301,400	338,400		
	105		301,700	338,600		
	106			338,800		
	107			339,200		
	108			339,400		
	109			339,600		
	110			340,000		
	111			340,400		
	112			340,800		
	113			341,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 195,800	円 222,400	円 250,900	円 290,100	円 331,200

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別記第2

任期付研究員条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	417,000
2	478,000
3	541,000
4	624,000
5	725,000
6	827,000

任期付研究員条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	349,000
2	385,000
3	413,000

別記第3

任期付職員条例第4条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	395,000
2	443,000
3	495,000
4	558,000
5	637,000
6	743,000
7	867,000

別記第4
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	232,800	268,100	301,600	324,100	358,000	411,100	461,100	513,000	553,600
	2	184,700	234,300	269,100	303,100	325,900	359,700	413,000	466,600	519,900	560,800
	3	186,000	235,800	270,100	304,600	327,700	361,300	414,900	471,600	525,100	566,900
	4	187,200	237,300	271,100	306,000	329,400	362,900	416,700	476,300	529,400	571,900
	5	188,400	238,800	272,100	307,400	331,100	364,500	418,500	480,300	532,900	575,900
	6	190,200	240,300	273,100	308,500	332,800	366,300	420,300	483,800	536,200	578,900
	7	191,800	241,800	274,100	309,500	334,500	367,800	422,100	486,800	539,200	581,400
	8	193,500	243,300	275,100	310,700	336,200	369,400	423,900	489,300	541,700	583,400
	9	195,200	244,800	276,100	311,900	337,800	370,800	425,500	491,300	543,700	
	10	197,000	246,200	277,100	313,500	339,500	372,400	427,000			
	11	198,700	247,600	278,100	315,100	341,200	374,000	428,500			
	12	200,400	249,000	279,200	316,700	342,800	375,500	430,000			
	13	202,100	250,200	280,200	318,200	344,300	377,400	431,500			
	14	203,900	251,400	281,500	319,800	345,900	379,300	432,800			
	15	205,700	252,600	282,800	321,400	347,500	381,200	434,100			
	16	207,500	253,800	284,000	323,000	349,000	383,000	435,300			
	17	208,900	254,900	285,300	324,500	350,400	384,500	436,500			
	18	210,600	256,000	286,600	326,200	352,100	386,300	437,800			
	19	212,300	257,100	287,800	327,800	353,700	388,000	439,100			
	20	213,900	258,200	289,000	329,400	355,300	389,600	440,300			
	21	215,500	259,200	290,100	330,800	356,500	391,300	441,500			
	22	217,200	260,200	291,300	332,500	358,000	392,700	442,300			
	23	218,900	261,200	292,600	334,200	359,500	394,100	443,100			
	24	220,600	262,200	293,900	335,800	361,000	395,500	443,900			
	25	222,300	263,200	295,200	337,000	362,700	396,900	444,500			
	26	224,100	264,100	296,200	338,900	364,500	398,100	445,100			
	27	225,500	265,000	297,200	340,600	366,200	399,300	445,700			
	28	226,900	265,900	298,300	342,200	367,900	400,300	446,300			
	29	228,300	266,700	299,400	343,700	369,300	401,400	447,000			
	30	229,500	267,500	300,600	345,300	370,600	402,600	447,800			
	31	230,600	268,300	301,700	346,900	371,800	403,700	448,200			
	32	231,700	269,100	302,900	348,500	373,200	404,800	448,900			
	33	232,800	269,800	304,100	350,200	374,300	405,500	449,400			
	34	233,900	270,600	305,400	352,000	375,200	406,200	449,800			
	35	235,000	271,400	306,700	353,800	376,200	406,900	450,200			
	36	236,100	272,100	308,000	355,600	377,300	407,600	450,600			
	37	237,200	272,800	309,300	357,100	378,100	408,200	451,000			
	38	238,200	273,600	310,600	358,500	379,000	408,800	451,400			
	39	239,200	274,400	311,900	359,900	379,900	409,300	451,800			
	40	240,100	275,100	313,200	361,300	380,700	409,700	452,100			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	241,000	275,800	314,500	362,800	381,500	410,100	452,400			
	42	241,900	276,600	315,800	363,600	382,300	410,300	452,800			
	43	242,700	277,400	317,100	364,600	383,100	410,600	453,100			
	44	243,500	278,100	318,200	365,600	383,800	410,900	453,400			
	45	244,200	278,800	319,100	366,500	384,500	411,200	453,700			
	46	244,800	279,500	320,400	367,600	385,200	411,500				
	47	245,400	280,200	321,700	368,500	385,900	411,800				
	48	246,000	280,900	323,000	369,500	386,600	412,100				
	49	246,600	281,600	324,200	370,400	387,100	412,300				
	50	247,200	282,300	325,500	371,100	387,700	412,600				
	51	247,800	283,000	326,700	371,800	388,300	412,900				
	52	248,300	283,700	327,900	372,400	389,000	413,200				
	53	248,800	284,300	329,200	372,800	389,400	413,400				
	54	249,200	285,000	330,300	373,400	390,000	413,700				
	55	249,500	285,600	331,400	374,100	390,600	414,000				
	56	249,800	286,300	332,500	374,800	391,100	414,300				
	57	250,100	286,900	333,200	375,100	391,500	414,500				
	58	250,400	287,600	334,100	375,800	392,100	414,800				
	59	250,700	288,200	334,800	376,500	392,700	415,100				
	60	251,000	288,900	335,600	377,100	393,200	415,300				
	61	251,300	289,500	336,400	377,400	393,600	415,500				
	62	251,600	290,200	336,800	377,900	394,100	415,800				
	63	251,900	290,800	337,400	378,500	394,600	416,100				
	64	252,200	291,300	338,100	379,100	395,200	416,300				
	65	252,500	291,800	338,900	379,400	395,500	416,500				
	66	252,800	292,400	339,600	380,000	395,900	416,800				
	67	253,100	292,900	340,300	380,700	396,300	417,100				
	68	253,400	293,500	340,900	381,300	396,700	417,300				
	69	253,700	294,000	341,400	381,700	397,000	417,500				
	70	254,000	294,500	342,000	382,200	397,300	417,800				
	71	254,300	295,100	342,500	382,800	397,600	418,100				
	72	254,600	295,700	343,100	383,300	397,800	418,300				
	73	254,900	296,200	343,400	383,800	398,000	418,500				
	74	255,200	296,700	343,900	384,400	398,300					
	75	255,500	297,100	344,300	384,900	398,600					
	76	255,800	297,400	344,700	385,200	398,800					
	77	256,100	297,600	345,100	385,600	399,000					
	78	256,400	297,900	345,600	386,100	399,300					
	79	256,700	298,100	346,100	386,500	399,600					
	80	257,000	298,400	346,600	386,900	399,800					
	81	257,300	298,600	346,900	387,300	400,000					
	82	257,600	298,800	347,300	387,800	400,300					
	83	257,900	299,100	347,700	388,200	400,600					
	84	258,200	299,300	348,100	388,600	400,800					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	258,500	299,600	348,400	388,900	401,000					
	86	258,800	299,900	348,800							
	87	259,100	300,200	349,200							
	88	259,400	300,500	349,600							
	89	259,700	300,800	349,800							
	90	260,000	301,100	350,200							
	91	260,300	301,400	350,600							
	92	260,600	301,800	351,000							
	93	260,900	302,000	351,200							
	94		302,200	351,600							
	95		302,500	352,000							
	96		302,900	352,300							
	97		303,100	352,600							
	98		303,400	353,000							
	99		303,800	353,400							
	100		304,200	353,800							
	101		304,400	354,300							
	102		304,700	354,700							
	103		305,000	355,100							
	104		305,300	355,500							
	105		305,500	356,000							
	106		305,800	356,400							
	107		306,100	356,700							
	108		306,400	357,000							
	109		306,600	357,500							
	110		307,000								
	111		307,400								
	112		307,700								
	113		307,900								
	114		308,100								
	115		308,400								
	116		308,800								
	117		309,000								
	118		309,200								
	119		309,500								
	120		309,800								
	121		310,200								
	122		310,400								
	123		310,700								
	124		311,000								
	125 特		311,300								832,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 194,800	円 222,300	円 262,800	円 282,500	円 297,700	円 323,400	円 365,500	円 399,000	円 450,800	円 531,500

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
(二) この表の10級の特号給は、職員の給与に関する条例第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211, 800	233, 400	257, 700	298, 200	334, 700	356, 100	386, 900	423, 100	468, 800
	2	214, 200	235, 700	259, 800	299, 200	336, 200	357, 800	388, 600	424, 700	475, 000
	3	216, 700	238, 000	262, 100	300, 200	337, 700	359, 500	390, 300	426, 300	480, 000
	4	219, 100	240, 300	264, 400	301, 100	339, 200	361, 100	392, 000	427, 800	484, 300
	5	221, 600	242, 500	266, 600	301, 700	340, 700	362, 700	393, 500	429, 300	488, 300
	6	224, 100	244, 600	268, 100	302, 400	342, 100	364, 400	395, 100	430, 900	491, 800
	7	226, 600	246, 800	269, 400	303, 100	343, 400	366, 000	396, 700	432, 300	494, 800
	8	228, 900	248, 700	270, 700	303, 800	344, 700	367, 600	398, 300	433, 700	497, 300
	9	231, 200	250, 700	272, 000	304, 500	346, 000	369, 200	399, 900	434, 800	499, 500
	10	233, 400	252, 500	273, 300	305, 200	347, 600	370, 800	401, 500	436, 200	
	11	235, 600	254, 400	274, 600	305, 900	349, 200	372, 400	403, 100	437, 700	
	12	237, 700	255, 900	275, 900	306, 500	350, 800	374, 000	404, 700	439, 200	
	13	239, 800	257, 400	277, 200	307, 200	352, 300	375, 600	406, 200	440, 500	
	14	241, 900	259, 400	278, 400	308, 000	353, 900	377, 200	408, 200	442, 200	
	15	244, 000	260, 900	279, 500	308, 700	355, 500	378, 800	410, 200	443, 800	
	16	245, 700	262, 500	281, 000	309, 500	357, 000	380, 400	412, 200	445, 400	
	17	247, 400	264, 100	282, 300	310, 200	358, 500	382, 000	413, 700	446, 800	
	18	249, 100	265, 400	283, 600	311, 000	360, 100	383, 600	415, 400	448, 500	
	19	250, 700	266, 600	284, 900	312, 000	361, 700	385, 200	417, 000	450, 200	
	20	252, 400	267, 700	286, 100	312, 900	363, 200	386, 800	418, 700	451, 800	
	21	254, 100	269, 000	287, 300	313, 800	364, 700	388, 400	420, 300	453, 200	
	22	255, 800	270, 200	287, 900	315, 100	366, 300	390, 000	421, 800	453, 900	
	23	257, 400	271, 500	288, 500	316, 400	367, 900	391, 700	423, 300	454, 600	
	24	259, 000	272, 800	289, 100	317, 700	369, 500	393, 400	424, 700	455, 300	
	25	260, 600	274, 200	289, 600	319, 000	370, 900	395, 100	425, 900	455, 700	
	26	261, 900	275, 600	290, 200	320, 500	372, 600	397, 100	427, 400	456, 200	
	27	263, 100	276, 900	290, 800	321, 800	374, 300	399, 000	428, 900	456, 800	
	28	264, 300	278, 200	291, 300	322, 900	375, 900	400, 900	430, 300	457, 400	
	29	265, 500	279, 200	291, 800	323, 900	377, 500	402, 600	431, 800	458, 000	
	30	266, 800	280, 500	292, 400	325, 100	379, 100	404, 000	433, 100	458, 700	
	31	268, 100	281, 800	292, 900	326, 300	380, 700	405, 200	434, 300	459, 200	
	32	269, 400	283, 000	293, 400	327, 400	382, 400	406, 500	435, 500	459, 700	
	33	270, 700	284, 200	293, 900	328, 500	384, 100	407, 500	436, 500	460, 200	
	34	272, 200	284, 800	294, 500	329, 700	386, 100	408, 600	437, 200	460, 500	
	35	273, 500	285, 400	295, 000	330, 900	388, 100	409, 600	438, 000	460, 800	
	36	274, 900	286, 000	295, 500	332, 000	390, 100	410, 600	438, 700	461, 200	
	37	275, 900	286, 500	296, 000	333, 100	391, 800	411, 700	439, 200	461, 600	
	38	277, 200	287, 100	296, 600	334, 300	393, 500	412, 900	439, 600	461, 800	
	39	278, 500	287, 700	297, 200	335, 500	395, 000	414, 000	440, 000	462, 100	
	40	279, 700	288, 300	297, 800	336, 700	396, 500	415, 100	440, 300	462, 300	
	41	280, 900	288, 800	298, 500	337, 900	397, 700	416, 300	440, 600	462, 700	
	42	281, 500	289, 400	299, 200	339, 100	398, 700	417, 100	440, 900	462, 900	
	43	282, 100	290, 000	299, 900	340, 300	399, 700	417, 900	441, 200	463, 100	
	44	282, 700	290, 500	300, 600	341, 500	400, 700	418, 500	441, 500	463, 300	
	45	283, 100	291, 000	301, 200	342, 700	401, 800	419, 000	441, 700	463, 700	
	46	283, 700	291, 500	302, 100	344, 000	402, 900	419, 700	442, 000		
	47	284, 200	292, 000	302, 900	345, 200	404, 000	420, 400	442, 300		
	48	284, 700	292, 500	303, 700	346, 400	405, 100	421, 000	442, 600		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	285,200	293,100	304,500	347,600	406,400	421,700	442,900		
	50	285,800	293,600	305,600	349,000	407,200	422,100	443,200		
	51	286,300	294,200	306,700	350,300	408,000	422,700	443,500		
	52	286,800	294,800	307,700	351,600	408,600	423,300	443,800		
	53	287,300	295,400	308,700	352,500	409,100	423,700	444,000		
	54	287,900	296,100	309,800	353,800	409,800	424,100	444,300		
	55	288,400	296,800	310,800	355,000	410,500	424,600	444,600		
	56	288,900	297,500	311,900	356,200	411,200	425,100	444,900		
	57	289,400	298,100	312,900	357,400	411,500	425,600	445,100		
	58	289,900	299,000	314,000	358,800	412,200	426,200	445,400		
	59	290,400	299,800	315,100	360,200	412,900	426,600	445,700		
	60	290,900	300,600	316,200	361,600	413,400	427,000	445,900		
	61	291,400	301,400	317,200	362,900	413,800	427,400	446,100		
	62	291,900	302,300	318,300	364,400	414,200	427,700	446,400		
	63	292,400	303,200	319,400	365,900	414,700	428,000	446,700		
	64	292,900	304,100	320,500	367,300	415,200	428,300	447,000		
	65	293,400	304,900	321,500	368,500	415,700	428,600	447,200		
	66	293,900	305,800	322,600	369,900	416,100	428,900	447,500		
	67	294,400	306,600	323,700	371,200	416,600	429,200	447,800		
	68	294,900	307,400	324,800	372,600	417,100	429,400	448,100		
	69	295,400	308,300	325,800	373,700	417,600	429,600	448,300		
	70	295,900	309,200	327,000	374,900	418,100	429,900	448,600		
	71	296,400	310,100	328,200	376,100	418,700	430,200	448,900		
	72	296,900	311,000	329,400	377,300	419,200	430,400	449,200		
	73	297,400	311,800	330,100	378,600	419,600	430,600	449,400		
	74	298,000	312,700	331,400	379,800	420,200	430,900			
	75	298,600	313,600	332,700	381,000	420,700	431,200			
	76	299,100	314,400	334,000	382,100	420,900	431,400			
	77	299,600	315,100	335,300	383,200	421,200	431,600			
	78	300,200	316,000	336,700	384,400	421,700	431,900			
	79	300,800	316,900	338,100	385,500	422,000	432,200			
	80	301,400	317,900	339,500	386,700	422,300	432,400			
	81	302,000	318,800	340,800	387,800	422,600	432,600			
	82	302,700	319,900	342,400	388,400	423,000	432,900			
	83	303,400	320,900	343,900	388,900	423,400	433,200			
	84	304,000	321,900	345,400	389,400	423,800	433,400			
	85	304,600	322,800	346,800	390,000	424,100	433,600			
	86	305,300	323,800	348,300	390,600					
	87	306,000	324,800	349,800	391,200					
	88	306,700	325,800	351,200	391,800					
	89	307,400	326,800	352,500	392,100					
	90	308,200	328,100	353,700	392,600					
	91	309,000	329,300	354,900	393,100					
	92	309,700	330,500	356,200	393,600					
	93	310,200	331,700	357,500	394,000					
	94	311,100	333,000	359,000	394,400					
	95	312,000	334,200	360,500	394,900					
	96	312,800	335,400	361,900	395,400					

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	97	313,600	336,600	363,200	395,800					
	98	314,600	337,900	364,400	396,300					
	99	315,500	339,100	365,500	396,800					
	100	316,400	340,300	366,700	397,300					
	101	317,300	341,700	367,800	397,600					
	102	318,300	342,600	368,900	398,000					
	103	319,300	343,600	370,000	398,500					
	104	320,200	344,700	371,100	398,800					
	105	321,000	345,800	372,300	399,100					
	106	321,600	346,900	372,800	399,600					
	107	322,200	347,900	373,400	400,100					
	108	322,800	348,900	374,000	400,600					
	109	323,300	350,100	374,600	400,900					
	110	323,800	351,100	375,100	401,400					
	111	324,200	352,100	375,500	401,900					
	112	324,700	353,000	376,000	402,400					
	113	325,500	353,900	376,400	402,700					
	114	326,200	354,800	376,800	403,200					
	115	326,900	355,800	377,300	403,700					
	116	327,500	356,800	377,800	404,200					
	117	328,100	357,800	378,200	404,600					
	118	328,800	358,200	378,700	405,100					
	119	329,500	358,800	379,300	405,500					
	120	330,300	359,400	379,800	406,000					
	121	330,900	359,700	380,000	406,400					
	122	331,200	360,100	380,500						
	123	331,700	360,500	381,000						
	124	332,200	360,900	381,400						
	125	332,500	361,300	381,900						
	126		361,700	382,400						
	127		362,100	382,900						
	128		362,500	383,400						
	129		362,900	383,700						
	130		363,300	384,200						
	131		363,700	384,700						
	132		364,100	385,200						
	133		364,300	385,500						
	134		364,800	386,000						
	135		365,200	386,400						
	136		365,500	386,800						
	137		365,800	387,100						
	138		366,200	387,600						
	139		366,700	388,100						
	140		367,200	388,600						
	141		367,500	388,900						
	142		368,000							
	143		368,500							
	144		369,000							
	145		369,300							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		249,000	260,800	265,000	296,600	313,400	327,700	351,400	387,000	419,000

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	184,000	236,200	328,900	378,800	430,900
	2	185,200	240,600	330,900	380,200	432,700
	3	186,500	243,400	332,900	381,600	434,400
	4	187,700	246,200	334,900	383,000	436,000
	5	188,900	248,900	336,700	384,400	437,700
	6	191,100	250,600	338,700	385,800	439,600
	7	193,200	252,100	340,600	387,200	441,500
	8	195,400	253,600	342,500	388,600	443,200
	9	197,600	255,100	344,300	390,000	444,600
	10	199,700	257,200	345,900	391,500	446,300
	11	201,800	259,300	347,500	392,900	448,200
	12	203,900	261,300	349,100	394,300	450,100
	13	206,000	263,300	350,700	395,700	451,700
	14	208,000	265,600	351,700	397,200	453,400
	15	210,000	267,900	352,700	398,700	455,100
	16	211,900	270,100	353,700	400,200	456,600
	17	213,600	272,300	354,800	401,700	458,000
	18	215,500	274,700	356,100	403,300	458,800
	19	217,400	277,100	357,300	404,900	459,600
	20	219,300	279,500	358,500	406,600	460,400
	21	221,200	281,800	359,700	407,800	461,100
	22	223,100	283,900	360,800	409,200	461,700
	23	224,900	286,000	361,900	410,600	462,400
	24	226,700	288,000	363,000	411,900	463,200
	25	228,500	290,000	364,100	413,200	463,600
	26	230,700	291,900	365,100	414,500	464,300
	27	232,700	293,800	366,100	416,000	465,000
	28	234,700	295,700	367,100	417,500	465,600
	29	236,600	297,600	368,000	418,700	466,000
	30	237,900	299,100	368,900	419,900	466,600
	31	239,000	300,600	369,700	421,500	467,300
	32	240,100	302,100	370,500	423,000	467,800
	33	241,500	303,600	371,200	424,300	468,400
	34	243,000	305,100	372,000	425,700	468,900
	35	244,500	306,600	372,800	427,100	469,500
	36	246,000	308,000	373,600	428,500	470,000
	37	247,500	309,400	374,400	429,900	470,500
	38	249,100	310,300	375,200	431,300	471,000
	39	250,700	311,200	376,000	432,700	471,400
	40	252,300	312,100	376,800	434,100	471,900
	41	253,900	312,900	377,600	435,200	472,400
	42	255,400	313,400	378,900	436,500	
	43	256,900	313,900	380,200	437,900	
	44	258,400	314,400	381,400	439,200	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	259,900	314,900	382,100	440,000	
	46	261,200	315,400	383,100	440,800	
	47	262,400	315,900	383,900	441,700	
	48	263,600	316,400	384,600	442,600	
	49	264,800	316,800	385,300	443,400	
	50	265,900	317,300	386,000	444,200	
	51	267,000	317,800	386,700	444,800	
	52	268,100	318,300	387,400	445,600	
	53	269,200	318,700	388,000	446,000	
	54	270,300	319,200	388,700		
	55	271,300	319,600	389,500		
	56	272,300	320,000	390,300		
	57	273,300	320,400	390,900		
	58	274,000	320,800	391,700		
	59	274,600	321,200	392,400		
	60	275,200	321,600	393,100		
	61	275,800	322,000	393,700		
	62	276,400	322,600	394,400		
	63	277,000	323,200	395,100		
	64	277,600	323,800	395,800		
	65	278,200	324,300	396,500		
	66	278,800	324,900	397,100		
	67	279,400	325,500	397,700		
	68	280,000	326,100	398,400		
	69	280,600	326,600	399,100		
	70	281,300	327,200	399,600		
	71	282,000	327,800	400,200		
	72	282,700	328,400	400,800		
	73	283,300	328,900	401,300		
	74	284,000	329,600	401,900		
	75	284,700	330,300	402,500		
	76	285,400	331,000	403,000		
	77	286,000	331,700	403,500		
	78	286,700	332,400	404,000		
	79	287,400	333,100	404,500		
	80	288,000	333,800	405,200		
	81	288,600	334,500	405,600		
	82	289,300	335,300			
	83	290,000	336,000			
	84	290,600	336,600			
	85	291,200	337,100			
	86	291,900	337,600			
	87	292,600	338,000			
	88	293,200	338,400			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	89	293,800	338,700			
	90	294,500	339,200			
	91	295,200	339,600			
	92	295,800	340,000			
	93	296,400	340,300			
	94	297,100	340,700			
	95	297,700	341,100			
	96	298,300	341,500			
	97	298,600	342,000			
	98	299,200	342,500			
	99	299,800	343,000			
	100	300,300	343,500			
	101	300,800	344,000			
	102	301,200	344,500			
	103	301,600	345,000			
	104	302,000	345,500			
	105	302,400	345,900			
	106	302,900	346,300			
	107	303,400	346,800			
	108	303,700	347,200			
	109	303,900	347,700			
	110	304,300	348,100			
	111	304,600	348,500			
	112	304,800	348,900			
	113	305,100	349,400			
	114	305,400	349,800			
	115	305,700	350,200			
	116	306,000	350,600			
	117	306,300	351,100			
	118	306,600	351,500			
	119	306,800	351,900			
	120	307,100	352,300			
	121	307,400	352,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 224,600	円 266,400	円 291,400	円 334,200	円 383,200

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	294,200	403,100	457,900	552,600
	2	296,500	405,800	459,900	558,700
	3	298,800	408,400	461,800	564,000
	4	301,000	410,900	463,700	568,900
	5	303,100	413,300	465,100	573,300
	6	306,600	415,500	466,900	577,600
	7	310,100	417,600	468,700	581,200
	8	313,500	419,700	470,500	584,200
	9	316,900	421,800	472,300	586,700
	10	320,400	423,300	474,100	589,000
	11	323,800	424,800	475,900	
	12	327,200	426,300	477,700	
	13	330,600	427,700	479,500	
	14	334,100	429,200	481,300	
	15	337,500	430,700	483,100	
	16	340,900	432,100	484,900	
	17	344,300	433,500	486,700	
	18	347,400	435,000	488,600	
	19	350,500	436,500	490,500	
	20	353,600	437,900	492,400	
	21	356,800	439,300	494,300	
	22	359,900	440,800	496,000	
	23	363,000	442,300	497,800	
	24	366,000	443,700	499,600	
	25	369,000	445,100	501,200	
	26	371,300	446,500	503,000	
	27	373,600	447,900	504,800	
	28	375,800	449,300	506,400	
	29	377,700	450,700	507,800	
	30	379,400	452,100	509,500	
	31	381,100	453,500	511,300	
	32	382,900	454,900	513,000	
	33	384,700	456,300	514,500	
	34	386,500	457,700	515,800	
	35	388,100	459,100	517,100	
	36	389,500	460,500	518,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	37	390,900	461,900	519,400	
	38	392,400	463,600	520,700	
	39	393,900	465,200	522,000	
	40	395,400	466,800	523,300	
	41	396,900	468,400	524,300	
	42	397,600	469,600	525,100	
	43	398,200	470,800	525,900	
	44	398,900	471,900	526,700	
	45	399,800	472,900	527,600	
	46	400,400	473,900	528,400	
	47	401,000	474,800	529,200	
	48	401,600	475,600	529,900	
	49	402,200	476,300	530,700	
	50	402,700	477,000	531,500	
	51	403,200	477,700	532,200	
	52	403,700	478,300	533,100	
	53	404,200	479,000	534,000	
	54	404,600	479,700	534,800	
	55	405,000	480,300	535,700	
	56	405,400	480,900	536,600	
	57	405,800	481,200	537,400	
	58	406,200	481,800	538,300	
	59	406,600	482,500	539,200	
	60	407,000	483,200	539,900	
	61	407,400	483,600	540,700	
	62	407,800	484,200	541,600	
	63	408,200	484,900	542,500	
	64	408,600	485,600	543,400	
	65	408,900	486,000	544,200	
	66		486,600	545,100	
	67		487,200	546,000	
	68		487,700	546,900	
	69		488,200	547,700	
	70		488,700	548,600	
	71		489,200	549,500	
	72		489,700	550,400	
	73		490,100	551,200	
	74		490,600		
	75		491,000		
	76		491,500		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	77		492,000		
	78		492,600		
	79		493,200		
	80		493,600		
	81		494,100		
	82		494,700		
	83		495,300		
	84		495,800		
	85		496,300		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 304,500	円 347,200	円 402,300	円 476,100

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	265,800	317,800	363,500	417,800
	2	191,200	231,100	266,600	319,200	365,200	419,700
	3	193,400	232,500	267,400	320,600	366,800	421,600
	4	195,500	233,900	268,200	322,000	368,400	423,400
	5	197,600	235,200	269,000	323,400	370,000	425,200
	6	199,700	236,400	269,800	325,000	371,600	426,800
	7	201,800	237,400	270,600	326,500	373,200	428,400
	8	203,700	238,400	271,400	328,000	374,800	429,900
	9	205,600	239,500	272,200	329,500	376,400	431,400
	10	207,600	240,700	273,000	331,100	378,400	432,700
	11	209,600	242,000	273,800	332,600	380,400	434,000
	12	211,800	243,300	274,600	334,100	382,400	435,300
	13	213,500	244,600	275,400	335,600	383,800	436,600
	14	215,600	245,900	276,200	337,200	385,500	437,800
	15	218,000	247,200	277,000	338,700	387,200	439,000
	16	220,200	248,400	277,800	340,200	388,900	440,100
	17	222,500	249,600	278,600	341,700	390,600	441,300
	18	223,700	250,800	279,400	343,300	392,100	442,400
	19	224,900	252,000	280,200	344,900	393,600	443,600
	20	226,100	253,200	281,000	346,400	395,100	444,800
	21	227,300	254,300	281,800	347,700	396,400	445,900
	22	228,300	255,200	282,700	349,200	397,700	446,700
	23	229,300	256,000	283,600	350,700	399,000	447,100
	24	230,200	256,800	284,400	352,200	400,100	447,800
	25	231,200	257,600	285,200	353,700	401,200	448,300
	26	232,200	258,400	286,100	355,200	402,300	448,700
	27	233,100	259,200	287,000	356,700	403,400	449,100
	28	234,000	260,000	287,800	358,100	404,500	449,500
	29	234,900	260,800	288,600	359,500	405,300	449,900
	30	235,800	261,600	289,700	361,100	406,100	450,300
	31	236,700	262,400	290,700	362,600	406,900	450,700
	32	237,600	263,200	291,700	364,100	407,700	451,000
	33	238,400	264,000	292,700	365,300	408,100	451,300
	34	239,200	264,800	293,800	366,400	408,700	451,700
	35	240,000	265,500	294,800	367,600	409,200	452,000
	36	240,800	266,300	295,800	368,700	409,600	452,300

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	37	241,600	267,200	296,800	369,700	410,000	452,600
	38	242,400	268,000	297,800	370,500	410,200	
	39	243,200	268,800	298,800	371,500	410,500	
	40	244,000	269,600	299,800	372,600	410,800	
	41	244,600	270,400	300,800	373,600	411,100	
	42	245,200	271,200	302,000	374,600	411,400	
	43	245,800	272,000	303,100	375,600	411,700	
	44	246,300	272,800	304,200	376,500	412,000	
	45	246,800	273,500	305,300	377,300	412,200	
	46	247,400	274,300	306,400	378,100	412,500	
	47	247,900	275,100	307,500	379,000	412,800	
	48	248,300	275,900	308,600	379,800	413,100	
	49	248,700	276,600	309,700	380,300	413,300	
	50	249,200	277,400	310,800	381,100	413,600	
	51	249,700	278,100	311,900	381,900	413,900	
	52	250,200	278,800	313,000	382,700	414,200	
	53	250,500	279,500	314,000	383,100	414,400	
	54	250,800	280,200	315,000	383,800		
	55	251,100	280,900	316,000	384,500		
	56	251,400	281,600	317,000	385,100		
	57	251,700	282,300	318,000	385,500		
	58	252,000	283,000	319,000	386,000		
	59	252,300	283,700	320,000	386,600		
	60	252,600	284,300	320,900	387,200		
	61	252,900	284,900	321,800	387,600		
	62	253,200	285,600	322,600	388,100		
	63	253,500	286,300	323,300	388,600		
	64	253,800	286,900	324,000	389,100		
	65	254,100	287,500	324,600	389,700		
	66	254,400	288,200	325,300	390,200		
	67	254,700	288,900	325,900	390,800		
	68	255,000	289,500	326,500	391,400		
	69	255,300	290,100	327,100	391,900		
	70	255,600	290,800	327,300	392,400		
	71	255,900	291,500	327,800	392,900		
	72	256,100	292,100	328,300	393,400		
	73	256,300	292,700	328,900	393,700		
	74	256,600	293,200	329,400	394,200		
	75	256,900	293,600	329,900	394,600		
	76	257,100	294,000	330,300	395,000		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	77	257,300	294,400	330,900	395,400		
	78	257,600	294,700	331,400			
	79	257,900	295,000	331,800			
	80	258,100	295,300	332,300			
	81	258,300	295,600	332,800			
	82	258,600	295,900	333,200			
	83	258,900	296,200	333,400			
	84	259,100	296,500	333,700			
	85	259,300	296,700	334,100			
	86		296,900	334,500			
	87		297,100	334,800			
	88		297,300	335,100			
	89		297,700	335,400			
	90		297,900	335,600			
	91		298,100	336,000			
	92		298,300	336,300			
	93		298,700	336,500			
	94		298,900	336,800			
	95		299,100	337,100			
	96		299,400	337,400			
	97		299,700	337,600			
	98		299,900	337,900			
	99		300,100	338,200			
	100		300,400	338,400			
	101		300,700	338,600			
	102		300,900	338,800			
	103		301,100	339,200			
	104		301,400	339,400			
	105		301,700	339,600			
	106			340,000			
	107			340,400			
	108			340,800			
	109			341,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 195,800	円 222,400	円 250,900	円 290,100	円 331,200	円 373,800

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,300	241,800	284,600	298,000	322,100	364,800
	2	209,300	244,100	285,100	298,600	323,100	366,500
	3	211,200	246,400	285,600	299,200	324,100	368,200
	4	213,100	248,700	286,100	299,700	325,100	369,900
	5	215,000	251,100	286,600	300,200	326,100	371,700
	6	216,900	252,300	287,100	300,800	327,300	373,700
	7	218,800	253,300	287,600	301,400	328,500	375,700
	8	220,500	254,400	288,100	301,900	329,700	377,700
	9	222,300	255,400	288,600	302,400	330,800	379,400
	10	224,400	256,700	289,100	303,000	332,000	381,500
	11	226,400	257,900	289,600	303,600	333,100	383,600
	12	228,400	258,900	290,100	304,100	334,200	385,600
	13	230,400	259,700	290,600	304,600	335,300	387,500
	14	232,500	260,600	291,100	305,300	336,500	389,100
	15	234,600	261,300	291,600	306,000	337,600	390,900
	16	236,700	262,200	292,100	306,700	338,700	392,700
	17	238,800	263,300	292,600	307,400	339,800	394,400
	18	240,900	264,400	293,100	308,300	341,000	396,100
	19	243,100	265,500	293,600	309,200	342,100	398,000
	20	245,200	266,600	294,100	310,100	343,200	399,700
	21	247,300	267,700	294,600	310,900	344,300	401,400
	22	248,700	268,800	295,100	311,800	345,500	403,100
	23	250,000	269,900	295,600	312,700	346,600	404,900
	24	251,300	271,000	296,100	313,600	347,700	406,600
	25	252,500	272,000	296,600	314,400	348,800	408,200
	26	253,500	273,100	297,200	315,300	350,100	409,900
	27	254,500	274,200	298,000	316,200	351,400	411,700
	28	255,500	275,200	298,800	317,100	352,700	413,500
	29	256,400	276,200	299,500	317,900	353,900	415,000
	30	257,300	276,900	300,300	319,000	355,400	416,500
	31	258,000	277,600	301,100	320,100	356,900	418,000
	32	258,700	278,300	301,900	321,200	358,400	419,300
	33	259,500	279,000	302,600	322,300	359,600	420,400
	34	260,300	279,600	303,400	323,400	361,100	421,500
	35	261,100	280,100	304,200	324,500	362,500	422,600
	36	261,800	280,600	304,900	325,600	363,900	423,800
	37	262,500	281,100	305,700	326,700	365,300	425,100
	38	263,400	281,700	306,500	327,900	366,300	426,200
	39	264,300	282,200	307,300	329,000	367,700	427,400
	40	265,100	282,700	308,100	330,100	369,000	428,500

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	265,900	283,100	308,800	330,900	370,300	429,700
	42	266,800	283,600	309,800	332,000	371,700	430,700
	43	267,600	284,100	310,800	333,100	373,000	431,800
	44	268,400	284,600	311,700	334,100	374,300	432,900
	45	269,200	285,100	312,600	335,100	375,800	433,900
	46	269,900	285,600	313,600	336,100	377,000	434,400
	47	270,600	286,100	314,600	337,100	378,100	435,000
	48	271,200	286,600	315,500	338,100	379,300	435,400
	49	271,800	287,100	316,400	339,300	380,400	436,000
	50	272,300	287,600	317,400	340,600	381,300	436,500
	51	272,800	288,100	318,400	341,800	382,300	436,900
	52	273,200	288,600	319,400	343,000	383,200	437,400
	53	273,600	289,100	320,200	343,900	383,800	437,900
	54	274,100	289,600	321,200	345,100	384,600	438,300
	55	274,600	290,100	322,200	346,200	385,400	438,600
	56	275,000	290,600	323,100	347,500	386,200	438,900
	57	275,400	291,100	324,000	348,500	386,900	439,300
	58	275,800	291,900	325,000	349,400	387,600	
	59	276,200	292,700	326,000	350,500	388,300	
	60	276,600	293,400	326,900	351,700	388,900	
	61	277,000	294,100	327,800	352,800	389,500	
	62	277,400	295,000	329,000	354,000	390,100	
	63	277,800	295,900	330,200	355,200	390,800	
	64	278,200	296,700	331,400	356,200	391,400	
	65	278,600	297,500	332,100	357,200	392,100	
	66	279,000	298,400	333,200	358,200	392,600	
	67	279,400	299,200	334,300	359,300	393,200	
	68	279,800	300,000	335,200	360,400	393,700	
	69	280,200	300,800	336,300	361,200	394,100	
	70	280,700	301,700	337,000	362,300	394,700	
	71	281,200	302,600	338,100	363,400	395,200	
	72	281,600	303,500	339,200	364,400	395,500	
	73	282,000	304,400	340,300	365,100	395,800	
	74	282,600	305,300	341,500	365,900	396,300	
	75	283,200	306,200	342,600	366,700	396,700	
	76	283,700	307,100	343,700	367,400	397,000	
	77	284,200	307,900	344,800	368,000	397,300	
	78	284,800	308,900	345,900	368,500	397,800	
	79	285,400	309,900	346,900	369,000	398,300	
	80	285,900	310,800	348,000	369,500	398,700	
	81	286,400	311,300	348,900	370,100	399,000	
	82	286,900	312,200	349,900	370,600	399,400	
	83	287,400	313,100	350,800	371,100	399,900	
	84	287,900	313,900	351,800	371,600	400,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	85	288,400	314,700	352,700	372,000	400,700	
	86	288,900	315,700	353,500	372,400		
	87	289,400	316,700	354,300	373,000		
	88	289,900	317,700	355,100	373,500		
	89	290,400	318,600	355,700	373,800		
	90	290,900	319,700	356,300	374,300		
	91	291,400	320,700	356,900	374,700		
	92	291,900	321,700	357,500	375,000		
	93	292,400	322,500	357,900	375,600		
	94	293,000	323,200	358,300	376,100		
	95	293,600	323,900	358,800	376,600		
	96	294,200	324,500	359,200	377,100		
	97	294,800	325,000	359,700	377,700		
	98	295,300	325,300	360,100	378,200		
	99	295,800	325,900	360,600	378,700		
	100	296,300	326,500	361,000	379,100		
	101	296,800	326,900	361,300	379,700		
	102	297,300	327,500	361,800	380,200		
	103	297,800	328,100	362,200	380,700		
	104	298,200	328,600	362,500	381,200		
	105	298,600	329,000	362,900	381,800		
	106	299,100	329,500	363,400	382,200		
	107	299,600	330,000	363,900	382,700		
	108	299,900	330,500	364,400	383,200		
	109	300,100	330,900	364,900	383,800		
	110	300,400	331,300	365,400			
	111	300,600	331,600	365,900			
	112	300,900	331,900	366,300			
	113	301,200	332,200	366,700			
	114	301,400	332,600	367,100			
	115	301,700	332,900	367,600			
	116	301,900	333,200	368,100			
	117	302,200	333,400	368,500			
	118	302,500	333,700	369,000			
	119	302,800	334,000	369,500			
	120	303,100	334,200	370,000			
	121	303,400	334,400	370,300			
	122	303,800	334,700				
	123	304,100	335,000				
	124	304,400	335,300				
	125	304,600	335,500				
	126	304,800	335,800				
	127	305,100	336,200				
	128	305,500	336,400				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	129	305,700	336,600				
	130	306,000	336,800				
	131	306,400	337,200				
	132	306,800	337,400				
	133	307,000	337,700				
	134	307,300	338,100				
	135	307,600	338,500				
	136	307,900	338,900				
	137	308,100	339,200				
	138	308,400	339,600				
	139	308,700	340,000				
	140	309,000	340,400				
	141	309,200	340,700				
	142	309,600	341,100				
	143	310,000	341,400				
	144	310,300	341,800				
	145	310,500	342,100				
	146	310,700	342,500				
	147	311,000	342,900				
	148	311,400	343,300				
	149	311,600	343,600				
	150	311,800	344,000				
	151	312,100	344,400				
	152	312,400	344,800				
	153	312,800	345,100				
	154	313,000					
	155	313,200					
	156	313,500					
	157	313,800					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 242,500	円 263,000	円 270,300	円 280,700	円 297,100	円 334,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	200,200	248,600	322,500	379,600	454,700
	2	202,500	250,200	324,300	381,100	456,500
	3	204,900	251,700	326,100	382,500	458,300
	4	207,100	253,200	327,800	383,900	460,100
	5	209,400	254,700	329,400	385,300	461,700
	6	211,800	256,000	331,300	386,800	463,400
	7	214,100	257,200	333,200	388,300	465,300
	8	216,400	258,400	335,100	389,700	467,000
	9	218,700	259,800	336,900	391,000	468,700
	10	221,100	261,000	338,900	392,500	470,300
	11	223,400	262,300	340,700	394,000	471,800
	12	225,700	263,600	342,500	395,500	473,300
	13	228,100	264,900	344,200	396,900	474,800
	14	230,300	266,800	345,900	398,400	476,100
	15	232,500	268,600	347,500	399,900	477,400
	16	234,700	270,400	349,100	401,400	478,700
	17	236,900	272,100	350,700	402,800	479,900
	18	238,800	274,300	352,000	404,400	480,600
	19	240,600	276,500	353,200	406,000	481,300
	20	242,400	278,700	354,400	407,500	482,000
	21	244,200	280,900	355,700	408,700	482,600
	22	245,600	283,100	357,300	410,100	483,300
	23	247,000	285,300	358,900	411,500	484,000
	24	248,400	287,400	360,400	412,800	484,700
	25	249,700	289,400	361,900	414,400	485,300
	26	251,000	291,300	363,500	415,800	486,000
	27	252,200	293,200	365,100	417,100	486,700
	28	253,400	295,000	366,600	418,500	487,400
	29	254,500	296,800	368,100	419,900	488,000
	30	255,700	298,700	369,700	421,200	
	31	256,900	300,500	371,300	422,700	
	32	258,100	302,200	372,800	424,200	
	33	259,200	303,900	374,300	425,800	
	34	260,500	305,700	375,900	427,200	
	35	261,800	307,400	377,500	428,800	
	36	263,100	309,000	379,000	430,300	
	37	264,500	310,600	380,500	432,000	
	38	265,900	312,300	382,000	433,500	
	39	267,200	314,100	383,500	435,100	
	40	268,500	315,800	384,900	436,700	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	269,800	317,100	386,300	438,200	
	42	270,800	319,000	387,800	439,700	
	43	271,800	320,800	389,200	440,900	
	44	272,700	322,500	390,600	442,100	
	45	273,400	324,200	392,100	443,300	
	46	274,200	326,100	393,700	444,600	
	47	275,000	327,800	395,300	445,800	
	48	275,800	329,500	396,700	447,000	
	49	276,600	331,200	397,900	448,100	
	50	277,400	333,000	399,300	449,300	
	51	278,100	334,800	400,700	450,500	
	52	278,900	336,500	402,000	451,700	
	53	279,700	338,200	403,200	452,900	
	54	280,500	339,500	404,400	454,100	
	55	281,300	340,800	405,700	455,300	
	56	282,100	342,100	407,000	456,500	
	57	282,800	343,600	408,300	457,600	
	58	283,400	345,200	409,600	458,200	
	59	284,200	346,700	411,000	458,700	
	60	285,100	348,300	412,200	459,200	
	61	285,900	349,800	413,400	459,700	
	62	286,500	351,400	414,800	460,300	
	63	287,300	353,000	416,200	460,800	
	64	288,000	354,500	417,500	461,300	
	65	289,000	356,000	418,700	461,800	
	66	289,800	357,600	419,900	462,400	
	67	290,600	359,200	421,200	462,900	
	68	291,300	360,700	422,600	463,400	
	69	292,000	362,200	423,900	463,900	
	70	292,800	363,800	425,100		
	71	293,600	365,400	426,100		
	72	294,300	366,900	427,300		
	73	295,000	368,400	428,500		
	74	295,700	370,000	429,600		
	75	296,400	371,600	430,800		
	76	297,000	373,100	431,800		
	77	297,600	374,600	432,900		
	78	298,300	376,000	433,900		
	79	299,000	377,400	434,900		
	80	299,600	378,700	435,900		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	81	300,200	380,000	436,800		
	82	300,900	381,400	437,600		
	83	301,600	382,800	438,400		
	84	302,300	384,100	439,200		
	85	303,000	385,200	439,900		
	86	303,800	386,600	440,300		
	87	304,500	387,900	440,700		
	88	305,200	389,200	441,100		
	89	305,900	390,400	441,500		
	90	306,800	391,700	441,800		
	91	307,600	392,800	442,100		
	92	308,400	394,000	442,300		
	93	308,900	395,200	442,600		
	94	309,700	396,300	442,900		
	95	310,500	397,500	443,200		
	96	311,300	398,700	443,400		
	97	312,000	400,100	443,600		
	98	312,800	401,100	443,900		
	99	313,600	402,100	444,200		
	100	314,300	403,100	444,400		
	101	315,100	404,000	444,600		
	102	316,000	405,000	444,900		
	103	316,900	406,100	445,200		
	104	317,700	407,200	445,400		
	105	318,300	407,900	445,600		
	106	319,100	408,800			
	107	319,900	409,700			
	108	320,700	410,600			
	109	321,400	411,400			
	110	321,800	412,200			
	111	322,200	413,000			
	112	322,700	413,800			
	113	323,200	414,400			
	114	323,600	415,100			
	115	324,100	415,800			
	116	324,500	416,500			
	117	325,000	417,100			
	118	325,500	417,600			
	119	325,900	418,000			
	120	326,400	418,300			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	326,900	418,600			
	122	327,300	418,900			
	123	327,800	419,200			
	124	328,300	419,400			
	125	328,900	419,600			
	126	329,200	419,900			
	127	329,500	420,200			
	128	329,800	420,400			
	129	330,000	420,600			
	130	330,300	420,900			
	131	330,600	421,200			
	132	330,800	421,400			
	133	331,000	421,600			
	134	331,200	421,900			
	135	331,400	422,200			
	136	331,700	422,400			
	137	332,000	422,600			
	138	332,200	422,900			
	139	332,500	423,200			
	140	332,800	423,400			
	141	333,000	423,600			
	142	333,200	423,900			
	143	333,500	424,200			
	144	333,700	424,400			
	145	334,000	424,600			
	146	334,200				
	147	334,500				
	148	334,800				
	149	335,000				
	150	335,200				
	151	335,500				
	152	335,800				
	153	336,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 241,300	円 281,900	円 311,000	円 339,400	円 424,700

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円（同規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	200,200	221,600	322,500	351,500	438,500
	2	202,500	224,200	324,300	353,000	439,800
	3	204,900	226,700	326,100	354,500	441,000
	4	207,100	229,200	327,800	356,000	442,300
	5	209,400	231,700	329,400	357,400	443,400
	6	211,800	234,200	331,300	358,800	444,500
	7	214,100	236,700	333,200	360,200	445,700
	8	216,400	239,200	335,100	361,600	446,900
	9	218,700	241,700	336,900	363,000	448,200
	10	221,100	243,500	338,900	364,300	449,400
	11	223,400	245,200	340,700	365,600	450,400
	12	225,700	246,900	342,500	366,900	451,500
	13	228,100	248,600	344,200	368,100	452,700
	14	230,300	250,200	345,900	369,400	453,500
	15	232,500	251,700	347,500	370,600	454,300
	16	234,700	253,200	349,100	371,800	455,200
	17	236,900	254,700	350,700	373,000	456,100
	18	238,800	256,000	352,000	374,200	456,600
	19	240,600	257,200	353,200	375,400	457,100
	20	242,400	258,400	354,400	376,500	457,600
	21	244,200	259,800	355,700	377,600	458,100
	22	245,600	261,000	357,100	378,800	458,600
	23	247,000	262,300	358,500	380,000	459,100
	24	248,400	263,600	359,800	381,100	459,600
	25	249,700	264,900	361,100	382,200	460,100
	26	250,900	266,800	362,500	383,400	460,600
	27	252,000	268,600	363,900	384,600	461,100
	28	253,100	270,400	365,200	385,700	461,600
	29	254,300	272,100	366,500	386,800	462,100
	30	255,600	274,300	367,900	388,000	
	31	256,800	276,500	369,200	389,200	
	32	258,000	278,700	370,500	390,300	
	33	259,100	280,900	371,800	391,400	
	34	260,300	283,100	373,000	392,600	
	35	261,500	285,300	374,200	393,800	
	36	262,700	287,400	375,400	395,000	
	37	263,900	289,400	376,600	396,200	
	38	265,100	291,300	377,800	397,500	
	39	266,300	293,200	379,000	398,700	
	40	267,500	295,000	380,200	399,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	268,700	296,800	381,300	401,100	
	42	269,800	298,700	382,500	402,400	
	43	270,900	300,500	383,700	403,400	
	44	272,000	302,200	384,900	404,500	
	45	273,000	303,900	386,000	405,700	
	46	273,800	305,700	387,300	406,900	
	47	274,600	307,400	388,600	408,100	
	48	275,400	309,000	389,800	409,300	
	49	276,100	310,600	390,700	410,400	
	50	276,900	312,300	391,900	411,400	
	51	277,600	314,100	392,900	412,700	
	52	278,300	315,800	394,000	413,900	
	53	279,100	317,100	394,800	415,100	
	54	279,900	319,000	395,900	416,200	
	55	280,700	320,800	396,900	417,300	
	56	281,400	322,500	397,900	418,400	
	57	282,100	324,200	399,000	419,400	
	58	282,900	326,100	400,000	420,600	
	59	283,700	327,800	401,100	421,800	
	60	284,400	329,500	402,200	423,000	
	61	285,000	331,200	403,200	423,600	
	62	285,700	333,000	404,300	424,400	
	63	286,400	334,800	405,400	425,100	
	64	287,000	336,500	406,400	425,600	
	65	287,700	338,200	407,300	425,900	
	66	288,400	339,500	408,200	426,200	
	67	289,100	340,800	409,200	426,600	
	68	289,800	342,100	410,200	427,000	
	69	290,500	343,600	411,000	427,300	
	70	291,300	345,100	411,800	427,700	
	71	292,000	346,600	412,500	428,000	
	72	292,700	348,100	413,300	428,300	
	73	293,200	349,500	414,000	428,600	
	74	293,900	351,000	414,600	429,000	
	75	294,600	352,500	415,300	429,300	
	76	295,200	354,000	416,000	429,600	
	77	295,800	355,400	416,600	429,900	
	78	296,500	356,900	417,300	430,200	
	79	297,100	358,400	417,800	430,500	
	80	297,700	359,900	418,400	430,700	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	298,300	361,300	418,800	430,900	
	82	298,900	362,600	419,200	431,200	
	83	299,500	363,900	419,500	431,500	
	84	300,100	365,100	419,800	431,700	
	85	300,600	366,300	420,000	431,900	
	86	301,100	367,500	420,300	432,200	
	87	301,600	368,700	420,600	432,500	
	88	302,100	369,800	420,800	432,700	
	89	302,500	370,900	421,000	432,900	
	90	303,100	372,000	421,300		
	91	303,600	373,100	421,600		
	92	304,100	374,200	421,800		
	93	304,400	375,300	422,000		
	94	304,900	376,500	422,300		
	95	305,400	377,600	422,600		
	96	305,800	378,700	422,800		
	97	306,200	379,700	423,000		
	98	306,700	380,700	423,300		
	99	307,200	381,600	423,600		
	100	307,600	382,500	423,800		
	101	308,000	383,300	424,000		
	102	308,400	384,300	424,300		
	103	308,800	385,200	424,600		
	104	309,100	386,100	424,800		
	105	309,300	386,900	425,000		
	106	309,600	387,800			
	107	309,900	388,700			
	108	310,100	389,600			
	109	310,300	390,400			
	110	310,500	391,400			
	111	310,800	392,300			
	112	311,100	393,200			
	113	311,300	393,800			
	114	311,500	394,700			
	115	311,700	395,600			
	116	312,000	396,500			
	117	312,300	397,300			
	118	312,500	398,000			
	119	312,800	398,800			
	120	313,100	399,600			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	313,300	400,200			
	122	313,500	400,900			
	123	313,700	401,600			
	124	314,000	402,200			
	125	314,300	402,800			
	126		403,500			
	127		404,000			
	128		404,600			
	129		405,200			
	130		405,800			
	131		406,300			
	132		406,800			
	133		407,100			
	134		407,400			
	135		407,700			
	136		408,000			
	137		408,300			
	138		408,600			
	139		408,900			
	140		409,200			
	141		409,500			
	142		409,800			
	143		410,100			
	144		410,400			
	145		410,600			
	146		410,900			
	147		411,200			
	148		411,400			
	149		411,600			
	150		411,900			
	151		412,200			
	152		412,400			
	153		412,600			
	154		412,900			
	155		413,200			
	156		413,400			
	157		413,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 232,500	円 278,800	円 306,200	円 332,800	円 414,700

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円（同規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	265,800	317,800	363,500
	2	191,200	231,100	266,600	319,200	365,200
	3	193,400	232,500	267,400	320,600	366,800
	4	195,500	233,900	268,200	322,000	368,400
	5	197,600	235,200	269,000	323,400	370,000
	6	199,700	236,400	269,800	325,000	371,600
	7	201,800	237,400	270,600	326,500	373,200
	8	203,700	238,400	271,400	328,000	374,800
	9	205,600	239,500	272,200	329,500	376,400
	10	207,600	240,700	273,000	331,100	378,400
	11	209,600	242,000	273,800	332,600	380,400
	12	211,800	243,300	274,600	334,100	382,400
	13	213,500	244,600	275,400	335,600	383,800
	14	215,600	245,900	276,200	337,200	385,500
	15	218,000	247,200	277,000	338,700	387,200
	16	220,200	248,400	277,800	340,200	388,900
	17	222,500	249,600	278,600	341,700	390,600
	18	223,700	250,800	279,400	343,300	392,100
	19	224,900	252,000	280,200	344,900	393,600
	20	226,100	253,200	281,000	346,400	395,100
	21	227,300	254,300	281,800	347,700	396,400
	22	228,300	255,200	282,700	349,200	397,700
	23	229,300	256,000	283,600	350,700	399,000
	24	230,200	256,800	284,400	352,200	400,100
	25	231,200	257,600	285,200	353,700	401,200
	26	232,200	258,400	286,100	355,200	402,300
	27	233,100	259,200	287,000	356,700	403,400
	28	234,000	260,000	287,800	358,100	404,500
	29	234,900	260,800	288,600	359,500	405,300
	30	235,800	261,600	289,700	361,100	406,100
	31	236,700	262,400	290,700	362,600	406,900
	32	237,600	263,200	291,700	364,100	407,700
	33	238,400	264,000	292,700	365,300	408,100
	34	239,200	264,800	293,800	366,400	408,700
	35	240,000	265,500	294,800	367,600	409,200
	36	240,800	266,300	295,800	368,700	409,600
	37	241,600	267,200	296,800	369,700	410,000
	38	242,400	268,000	297,800	370,500	410,200
	39	243,200	268,800	298,800	371,500	410,500
	40	244,000	269,600	299,800	372,600	410,800

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	244,600	270,400	300,800	373,600	411,100
	42	245,200	271,200	302,000	374,600	411,400
	43	245,800	272,000	303,100	375,600	411,700
	44	246,300	272,800	304,200	376,500	412,000
	45	246,800	273,500	305,300	377,300	412,200
	46	247,400	274,300	306,400	378,100	412,500
	47	247,900	275,100	307,500	379,000	412,800
	48	248,300	275,900	308,600	379,800	413,100
	49	248,700	276,600	309,700	380,300	413,300
	50	249,200	277,400	310,800	381,100	413,600
	51	249,700	278,100	311,900	381,900	413,900
	52	250,200	278,800	313,000	382,700	414,200
	53	250,500	279,500	314,000	383,100	414,400
	54	250,800	280,200	315,000	383,800	
	55	251,100	280,900	316,000	384,500	
	56	251,400	281,600	317,000	385,100	
	57	251,700	282,300	318,000	385,500	
	58	252,000	283,000	319,000	386,000	
	59	252,300	283,700	320,000	386,600	
	60	252,600	284,300	320,900	387,200	
	61	252,900	284,900	321,800	387,600	
	62	253,200	285,600	322,600	388,100	
	63	253,500	286,300	323,300	388,600	
	64	253,800	286,900	324,000	389,100	
	65	254,100	287,500	324,600	389,700	
	66	254,400	288,200	325,300	390,200	
	67	254,700	288,900	325,900	390,800	
	68	255,000	289,500	326,500	391,400	
	69	255,300	290,100	327,100	391,900	
	70	255,600	290,800	327,300	392,400	
	71	255,900	291,500	327,800	392,900	
	72	256,100	292,100	328,300	393,400	
	73	256,300	292,700	328,900	393,700	
	74	256,600	293,200	329,400	394,200	
	75	256,900	293,600	329,900	394,600	
	76	257,100	294,000	330,300	395,000	
	77	257,300	294,400	330,900	395,400	
	78	257,600	294,700	331,400		
	79	257,900	295,000	331,800		
	80	258,100	295,300	332,300		
	81	258,300	295,600	332,800		
	82	258,600	295,900	333,200		
	83	258,900	296,200	333,400		
	84	259,100	296,500	333,700		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	85	259,300	296,700	334,100		
	86		296,900	334,500		
	87		297,100	334,800		
	88		297,300	335,100		
	89		297,700	335,400		
	90		297,900	335,600		
	91		298,100	336,000		
	92		298,300	336,300		
	93		298,700	336,500		
	94		298,900	336,800		
	95		299,100	337,100		
	96		299,400	337,400		
	97		299,700	337,600		
	98		299,900	337,900		
	99		300,100	338,200		
	100		300,400	338,400		
	101		300,700	338,600		
	102		300,900	338,800		
	103		301,100	339,200		
	104		301,400	339,400		
定年前再任用短時間勤務職員	105		301,700	339,600		
	106			340,000		
	107			340,400		
	108			340,800		
	109			341,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 195,800	円 222,400	円 250,900	円 290,100	円 331,200

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別記第5 切替要領

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表に定める号給とする。

別表 号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							
特								特

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					

109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	2
19	11	3	3
20	12	4	4
21	13	5	5
22	14	6	6
23	15	7	7
24	16	8	8
25	17	9	9
26	18	10	10
27	19	11	11
28	20	12	12
29	21	13	13
30	22	14	14
31	23	15	15
32	24	16	16
33	25	17	17
34	26	18	18
35	27	19	19
36	28	20	20
37	29	21	21
38	30	22	22
39	31	23	23
40	32	24	24
41	33	25	25
42	34	26	26
43	35	27	27
44	36	28	28
45	37	29	29
46	38	30	30
47	39	31	31
48	40	32	32
49	41	33	33
50	42	34	34
51	43	35	35
52	44	36	36

53	45	37	37
54	46	38	38
55	47	39	39
56	48	40	40
57	49	41	41
58	50	42	
59	51	43	
60	52	44	
61	53	45	
62	54	46	
63	55	47	
64	56	48	
65	57	49	
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62		
71	63		
72	64		
73	65		
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

ニ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5

53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ホ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	

55	51	47	43	
56	52	48	44	
57	53	49	45	
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58		
67	63	59		
68	64	60		
69	65	61		
70	66	62		
71	67	63		
72	68	64		
73	69	65		
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82			
87	83			
88	84			
89	85			
90	86			
91	87			
92	88			
93	89			
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

へ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40

53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		

109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

ト 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	

58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

チ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	

58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

リ 学校栄養職員給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41
54	50	46	42

55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	
67	63	59	
68	64	60	
69	65	61	
70	66	62	
71	67	63	
72	68	64	
73	69	65	
74	70	66	
75	71	67	
76	72	68	
77	73	69	
78	74	70	
79	75	71	
80	76	72	
81	77	73	
82	78	74	
83	79	75	
84	80	76	
85	81	77	
86	82		
87	83		
88	84		
89	85		
90	86		
91	87		
92	88		
93	89		
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		